設置等の趣旨（資料）　一覧

【資料 1】「DX 動向 2024」（抜粋）
【資料 2】「2040 年の産業構造・就業構造の推計」（抜粋）
【資料 3】「第 3 次下関市総合計画（2025 年 3 月策定）」（抜粋）
【資料 4】「下関市と下関市立大学におけるデータ活用に関する包括連携協定書」
【資料 5】「下関市教育委員会と下関市立大学の共同研究に関する協定書」及び概要図
【資料 6】「Mile One Project（AI オンデマンド交通プロジェクト）」
【資料 7】養成する人材像及び３つのポリシーの相関図【補正後】
【資料 8】「科学の再興に向けて 提言」（抜粋）
【資料 9】データサイエンス研究科　カリキュラムマップ【補正後】
【資料 10】データサイエンス研究科　カリキュラムツリー【補正後】
【資料 11】下関市立大学大学院長期履修に関する規程（案）
【資料 12】データサイエンス研究科　履修モデル【補正後】
【資料 13】公立大学法人下関市立大学における人を対象とする研究に関する倫理規程
【資料 14】下関市立大学大学院入学者選抜に関する規程
【資料 15】下関市立大学大学院の求める教員像
【資料 16】下関市立大学大学院における教員組織の編制に関する基本方針
【資料 17】下関市立大学大学院における教員組織の編成に関する基本方針
【資料 18】公立大学法人下関市立大学職員就業規則（抜粋）
【資料 19】下関市立大学特命教員に関する規則
【資料 20】（通知）学部間連携による学際的研究の推進について
【資料 21】下関市立大学学術論文掲載料助成制度について
【資料 22】下関市立大学国際学会等参加旅費助成制度
【資料 23】下関市立大学研究機構規程
【資料 24】公立大学法人下関市立大学職員倫理規程
【資料 25】公立大学法人下関市立大学における公的研究費の不正防止に関する規程
【資料 26】下関市立大学における研究活動に係る不正行為への対応等に関する規程
【資料 27】公立大学法人下関市立大学利益相反マネジメント規程
【資料 28】公立大学法人下関市立大学安全保障輸出管理規程
【資料 29】公立大学法人下関市立大学における研究インテグリティの確保に関する規程
【資料 30】研究インテグリティの確保に向けた取組み概略図
【資料 31】時間割・教室割（案）【補正後】
【資料 32】学術雑誌及びデジタルデータベースの一覧
【資料 33】下関市内５高等教育機関附属図書館相互利用協定書
【資料 34】下関市立大学の運営組織等に関する規程（案）
【資料 35】下関市立大学大学院運営会議規程（案）
【資料 36】下関市立大学大学院研究科委員会規程（案）
【資料 37】公立大学法人下関市立大学経営戦略・点検評価会議規程
【資料 38】下関市立大学ＦＤ・ＳＤ委員会規程
【資料 39】第 2 期下関市観光交流ビジョン（一部抜粋）
【資料 40】令和５年度下関市観光動態調査業務調査報告書（一部抜粋）
【資料 41】第九次下関市いきいきシルバープラン（一部抜粋）

IPA

DX動向2024

Digital Transformation

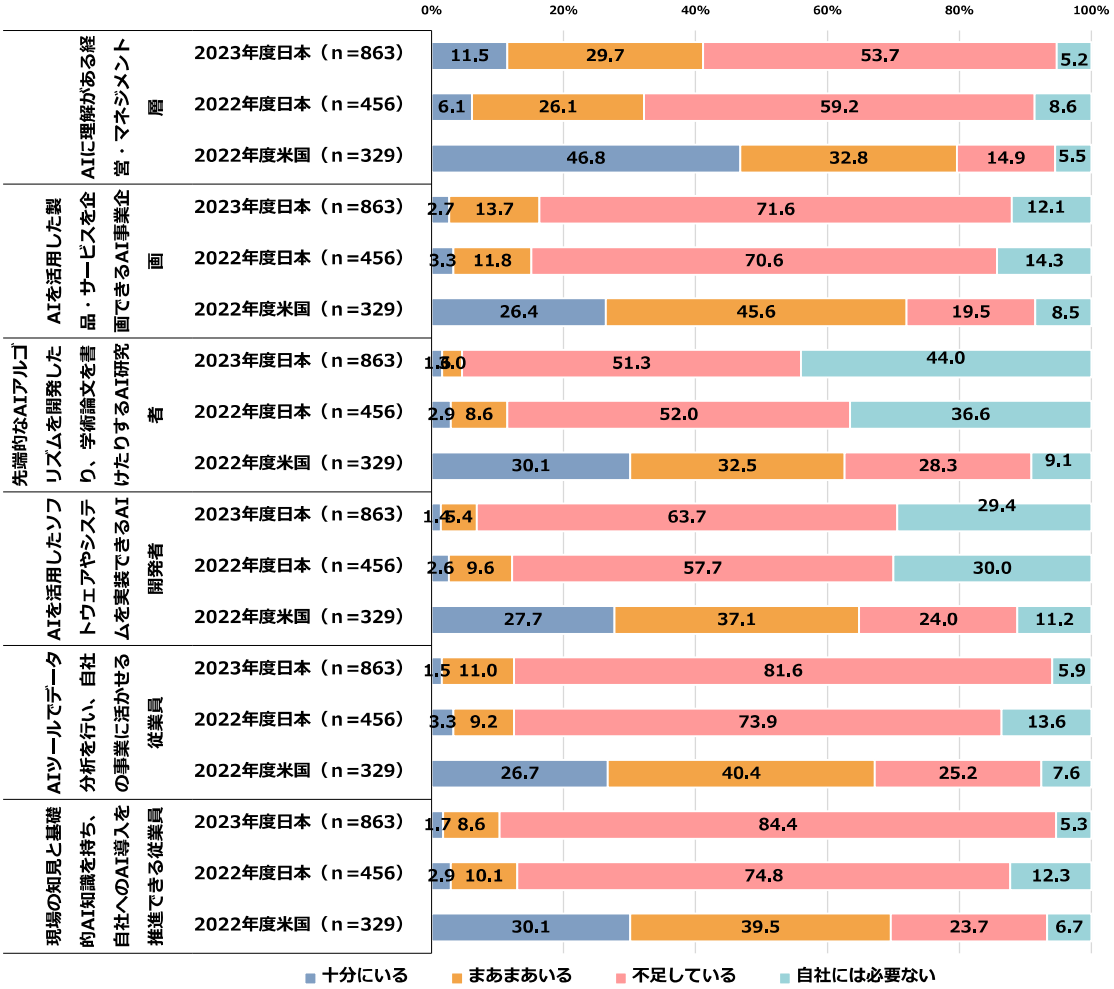
進む取組、求められる成果と変革

IPA 独立行政法人情報処理推進機構

AI に関連する人材の充足度について尋ねた結果を示す（図表 2-6）。「AI を活用した製品・サービスを企画できる AI 事業企画」「AI ツールでデータ分析を行い、自社の事業に活かせる従業員」「現場の知見と基礎的 AI 知識を持ち、自社への AI 導入を推進できる従業員」において、「不足している」の回答割合が高い。また、「AI に理解がある経営・マネジメント層」の「十分にいる」「まあまあいる」の回答割合がやや増加している。

一方で、「先進的な AI アルゴリズムを開発したり、学術論文を書けたりする AI 研究員」「AI を活用したソフトウェアやシステムを実装できる AI 開発者」は、米国に比べ「自社には必要ない」の回答割合が多く、AI を現場で使いこなす人材のニーズが低い傾向にある。

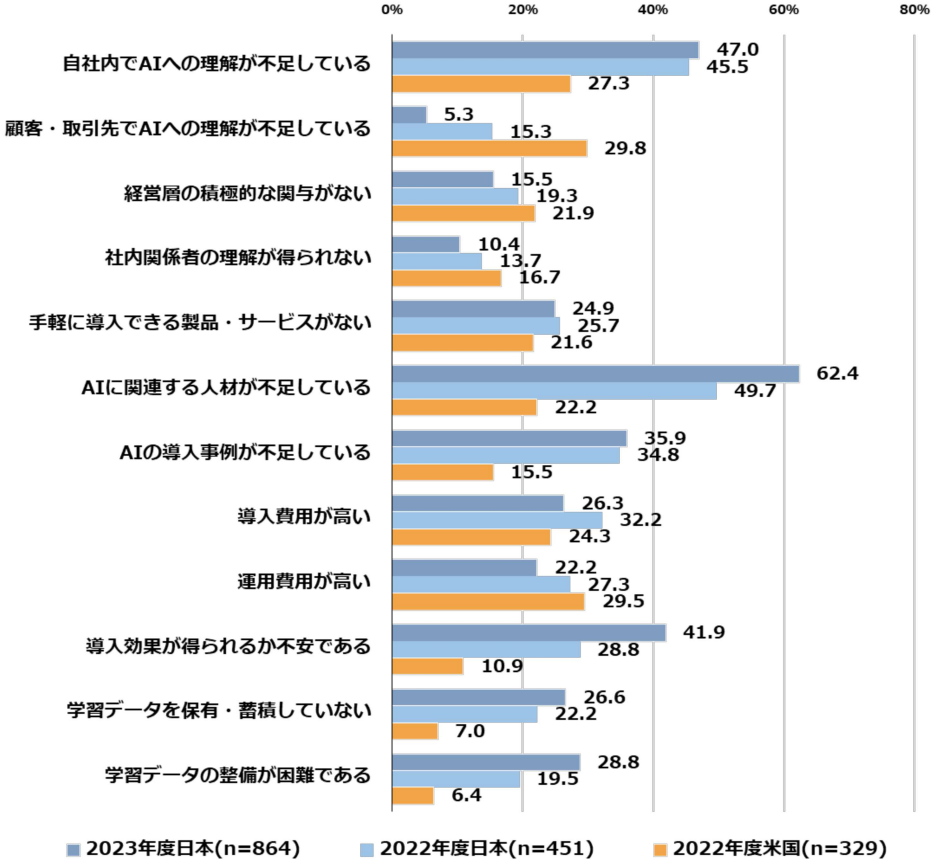
図表 2-6　AI 人材の充足度（経年および米国との比較）



AI 利活用の状況の設問で「今後も取組む予定はない」以外を回答した企業が対象
2022 年度のデータは AI 利活用の状況の設問で「今後も取組む予定はない」以外を回答した企業で再集計

AI を導入する際の課題について尋ねた結果を示す（図表 2-8）。2022 年度調査の日本で最も回答率の高かった「AI に関連する人材が不足している」が、2023 年度は 62.4%と突出して高くなっている。「顧客・取引先で AI への理解が不足している」「経営者の理解が得られない」「社内関係者の理解が得られない」の回答率は米国よりも低くなっている。

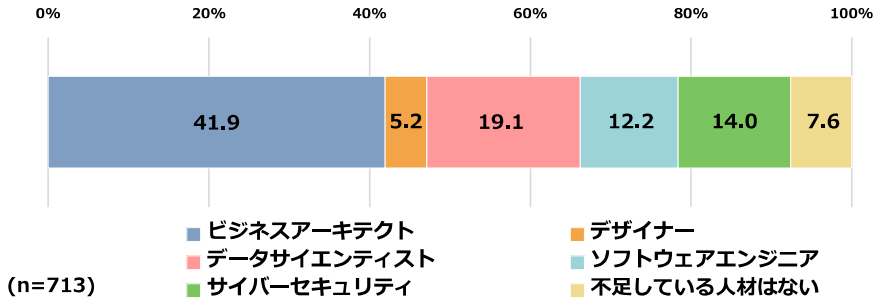
図表 2-8　AI の導入課題（経年変化および米国との比較）



AI 利活用の状況の設問で「今後も取組む予定はない」以外を回答した企業が対象

DX を推進する人材の中でも、どのような人材が不足しているかについて、経済産業省と IPA が策定したデジタルスキル標準 [8]のうち、DX 推進スキル標準の人材類型別に尋ねた結果を示す（図表 3-4、図表 3-5）。最も回答割合の高い人材は、DX の目的設定から導入、導入後の効果検証までを関係者をコーディネートしながら一気通貫して推進する「ビジネスアーキテクト」である。

図表 3-4　最も不足している人材（人材類型別）



DX への取組の設問で「全社戦略に基づき、全社的に DX に取組んでいる」「全社戦略に基づき、一部の部門において DX に取組んでいる」「部署ごとに個別で DX に取組んでいる」と回答した企業が対象

図表 3-5　DX 推進スキル標準の人材類型

人材類型	説明
ビジネスアーキテクト	DX の取組み（新規事業開発/既存事業の高度化/社内業務の高度化、効率化）において、目的設定から導入、導入後の効果検証までを、関係者をコーディネートしながら一気通貫して推進する人材
デザイナー（サービス、UX/UI、グラフィック）	ビジネスの視点、顧客・ユーザーの視点等を総合的にとらえ、製品・サービスの方針や開発のプロセスを策定し、それらに沿った製品・サービスのありかたのデザインを担う人材
データサイエンティスト	DX の推進において、データを活用した業務変革や新規ビジネスの実現に向けて、データを収集・解析する仕組みの設計・実装・運用を担う人材
ソフトウェアエンジニア	DX の推進において、デジタル技術を活用した製品・サービスを提供するためのシステムやソフトウェアの設計・実装・運用を担う人材
サイバーセキュリティ	業務プロセスを支えるデジタル環境におけるサイバーセキュリティリスクの影響を抑制する対策を担う人材

8 デジタルスキル標準：https://www.ipa.go.jp/jinzai/skill-standard/dss/index.html

経済産業省

資料１４

資料２　「2040年の産業構造・就業構造の推計」（抜粋）

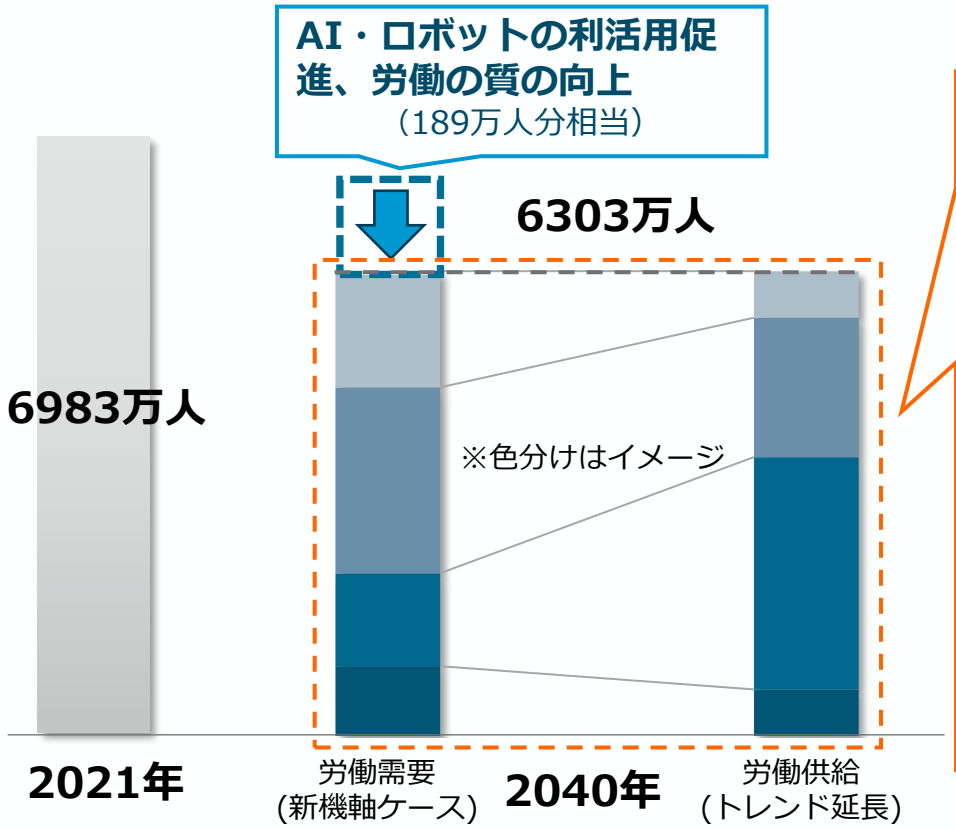
2040年の産業構造・就業構造の推計

2025年５月

経済産業省

2040年の就業構造推計

- 本推計では、少子高齢化による人口減少に伴って**労働供給は減少**するものの、**AI・ロボットの活用促進や、リスキリング等による労働の質の向上**により大きな不足は生じない（約200万人分の不足をカバー）。今後、シナリオ実現に向けた政策対応が必要。
- 一方、現在の人材供給のトレンドが続いた場合、職種間、学歴間によって**ミスマッチが発生するリスクがあり、戦略的な人材育成や円滑な労働移動の推進が必要**となる。



職種間・学歴間のミスマッチ

職種	専門的技術的職業	うちAI・ロボット等の活用を担う人材	事務	販売	サービス	生産工程
2040年労働需要（2021年現在の就業者数）	1387万人（1281万人）	498万人（196万人）	1166万人（1420万人）	735万人（834万人）	714万人（880万人）	865万人（885万人）
供給とのミスマッチ ※現在のトレンドを延長した場合	-49万人	-326万人	214万人	51万人	10万人	-281万人

学歴	高卒	短大・高専等	大学理系	院卒理系	大学文系	院卒文系
2040年労働需要（2021年現在の就業者数）	2112万人（2735万人）	1212万人（1240万人）	685万人（563万人）	227万人（154万人）	1545万人（1332万人）	83万人（70万人）
供給とのミスマッチ ※現在のトレンドを延長した場合	-37万人	-52万人	-60万人	-47万人	28万人	7万人

（注）試算方法：労働需要については、新機軸ケースの産業別就業者数を、足下データ（2020）の産業×職業×学歴別比率で分解し、その上で①産業別の自動化影響による職種の変化、②職種ごとの学歴構成の変化を加味。労働供給については、2040年就業者数*を、産業別・職業別就業者数の足下の増減傾向が続くと仮定して産業×職業別比率を推計、分解（学歴については、最終学歴に大きな変化が生じないという仮定のもと、大学進学率の上昇を加味しつつ、年代に応じ、足下比率（2020）をスライド）。
*2023年度版労働力需給の推計（JILPT）の労働参加漸進シナリオを活用

（参考）就業構造推計結果について（職種間のミスマッチ）

- 生成AI、ロボット等の省力化に伴い、**事務、販売、サービス等の従事者は約300万人の余剰**が生じる可能性。
- 多くの産業で**研究者/技術者は不足傾向**。とりわけ、各産業で**AIやロボット等の活用を担う人材は合計で約300万人不足するリスク**。

		管理的職業	専門的技術的職業	うちAI・ロボット等の活用を担う人材	事務	販売	サービス	生産工程	輸送・機械運転	運搬・清掃・包装等
全産業	**2040年の労働需要** （2040年の労働供給　※現在のトレンドを延長した場合）	124万人 （175万人）	1387万人 （1338万人）	498万人 （172万人）	1166万人 （1380万人）	735万人 （786万人）	714万人 （724万人）	865万人 （583万人）	193万人 （169万人）	415万人 （269万人）
	供給とのミスマッチ	**51万人**	**-49万人**	**-326万人**	**214万人**	**51万人**	**10万人**	**-281万人**	**-24万人**	**-146万人**
	**2021年現在の就業者*	*143万人*	*1281万人*	*196万人*	*1420万人*	*834万人*	*880万人*	*885万人*	*244万人*	*516万人*
主な産業の2040年の労働需要の内訳	**製造業**	24	206	130	196	52	0.7	642	10	52
	情報通信業	3.9	131	46	43	14	0.3	3.9	0.2	0.8
	卸売業、小売業	25	58	28	186	489	5.8	102	4.3	106
	建設業	19	42	13	84	23	0.6	38	14	5.7
	宿泊業	1.8	6.9	5.6	4.9	3.9	86	1.0	0.3	6.5
	飲食業	2.6	2.8	1.0	7.4	8.7	172	1.9	0.5	12
	運輸業、郵便業	5.8	21	18	68	5.8	2.9	6.4	128	81
	医療・福祉	5.5	450	94	107	1.6	255	6.5	10	14

（注）産業分類は日本標準産業分類、職業分類は日本標準職業分類による。また、表中に含まれていない職業分類があるため、ミスマッチのトータルは０にならない。産業分類・職業分類は主要なもののみ掲載。

（単位：万人）

（参考）就業構造推計結果について（学歴間のミスマッチ）

- 研究者や技術者等の専門職を中心に、**大学・院卒の理系人材で100万人以上の不足**が生じるリスク。
  また、生産工程を中心に、**短大・高専等、高卒の人材も100万人弱の不足**が生じるリスク。
- 事務職で需要が減少する一方、現在供給が増加傾向にある**大卒文系人材は約30万人の余剰**が生じる可能性。

		高卒	短大・高専等	大学理系	院卒理系	大学文系	院卒文系
全職業	**2040年の労働需要** （2040年の労働供給　※現在のトレンドを延長した場合）	2112万人 （2075万人）	1212万人 （1160万人）	685万人 （625万人）	227万人 （181万人）	1545万人 （1573万人）	83万人 （90万人）
全職業	**供給とのミスマッチ**	**-37万人**	**-52万人**	**-60万人**	**-47万人**	**28万人**	**7万人**
全職業	**2021年現在の就業者数*	*2735万人*	*1240万人*	*563万人*	*154万人*	*1332万人*	*70万人*
主な職業の2040年の労働需要の内訳	**管理的職業**	27	13	23	4.0	50	1.6
主な職業の2040年の労働需要の内訳	**専門的・技術的職業**	190	311	210	151	438	57
主な職業の2040年の労働需要の内訳	**うちAI・ロボット等の活用を担う人材**	94	52	78	87	155	27
主な職業の2040年の労働需要の内訳	**事務**	295	251	157	31	397	12
主な職業の2040年の労働需要の内訳	**販売**	214	122	76	7.5	271	3.9
主な職業の2040年の労働需要の内訳	**サービス**	277	196	39	2.0	119	1.7
主な職業の2040年の労働需要の内訳	**生産工程**	442	147	82	23	107	3.8
主な職業の2040年の労働需要の内訳	**輸送・機械運転**	110	21	8.2	1.1	28	0.3
主な職業の2040年の労働需要の内訳	**運搬・清掃・包装等**	214	60	17	1.2	56	0.6

（注）職業分類は日本標準職業分類、学歴分類は令和２年国勢調査の区分による。分類表中に含まれていない学歴分類（その他）があるため、ミスマッチのトータルは０にならない。職種分類は主要なもののみ掲載。（単位：万人）

可能性を築くまち

SHIMONOSEKI VISION

第３次下関市総合計画

(7) 安全・安心・共生・協働

安全で安心して暮らせるまちの実現において、大規模自然災害に備えた地域の防災体制の整備や個別の避難体制の構築が課題となっています。併せて、防犯活動や犯罪被害者等支援など、地域の安全・安心を守るための取組も必要です。

また、人権意識の醸成をはじめ、男女共同参画やジェンダー平等、多文化共生の推進など誰もが活躍し、豊かに安心して暮らすことのできる地域づくりが求められています。

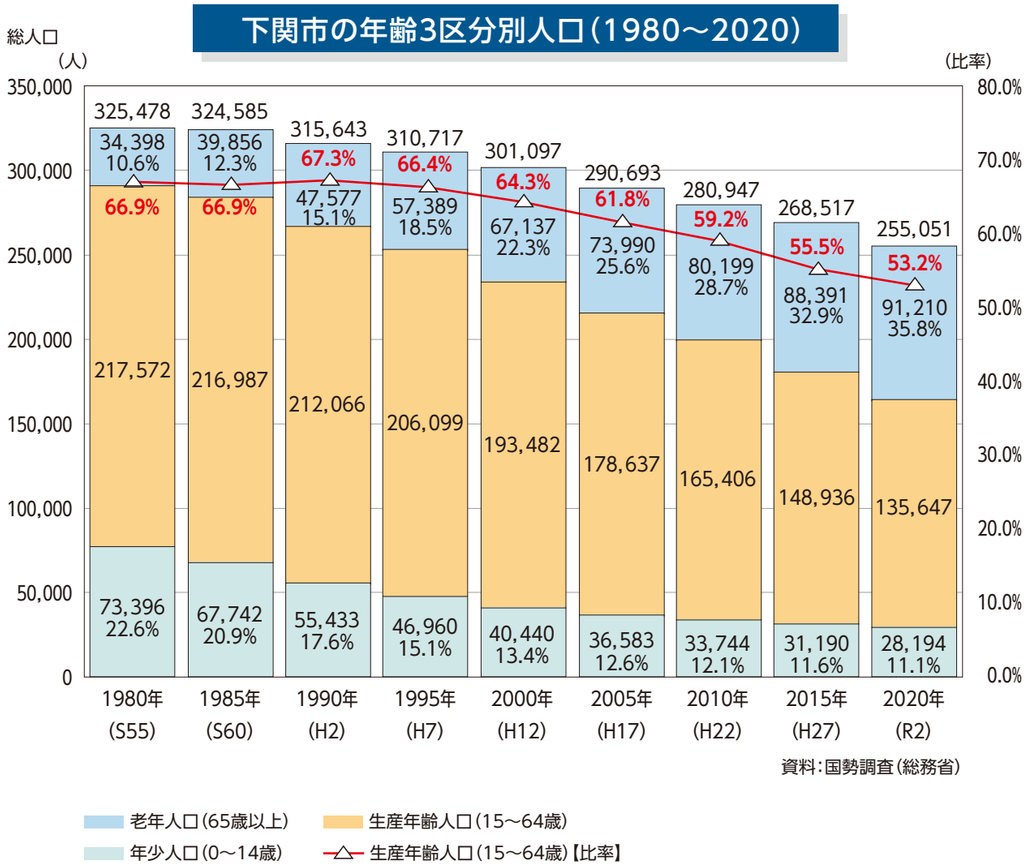
そのような中で、地域の福祉を増進し、地域の活力を高める市民活動団体やまちづくり協議会、自治会などのコミュニティ活動は、市民生活の向上を図る上で、ますます重要性が高まっています。

(8) 行政経営

市民の参画促進と地域の個性を活かしたまちづくりを推進するためには、行政情報の多様な媒体による発信や市民による提言機会の拡大、情報公開による行政の透明化が必要であり、多様化する市民ニーズに対応した広報・広聴活動の推進や本市に寄せられた市民の声を市政に反映するシステムの確立が求められています。

また、本市では持続可能な行財政基盤の構築のため、様々な行財政改革に取り組んできましたが、依然として道半ばであり、引き続き、財政健全化の取組を進めるとともに、社会構造の変化に即応し、行政から新たな価値を生み出すための行財政改革の必要性が高まっています。

3. 人口動態の現状

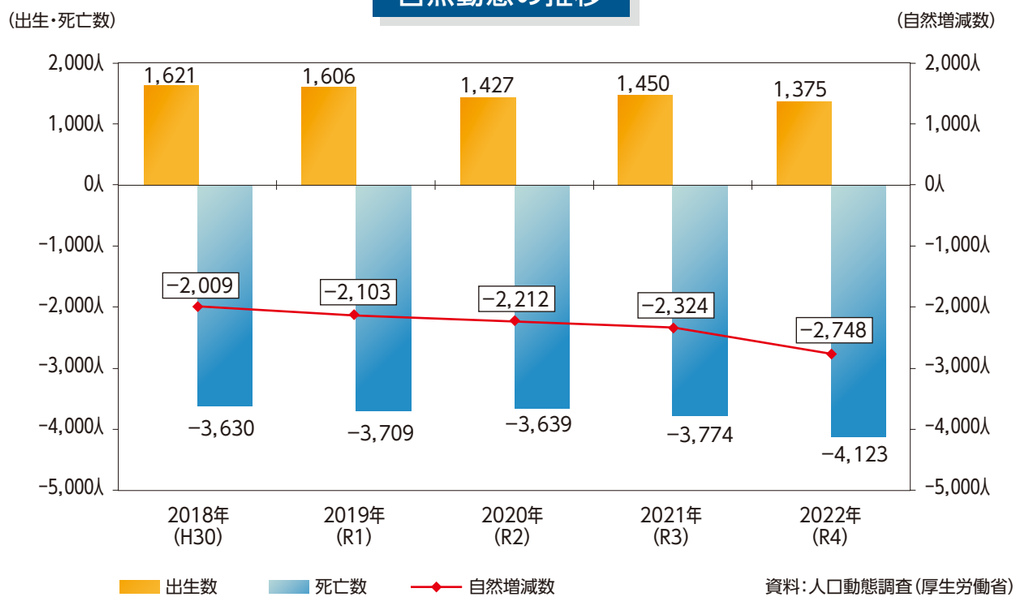


資料：国勢調査（総務省）

※2010年以前は年齢不祥補完値を使用していないため、人口の総数と3区分別人口の合計は一致しない。

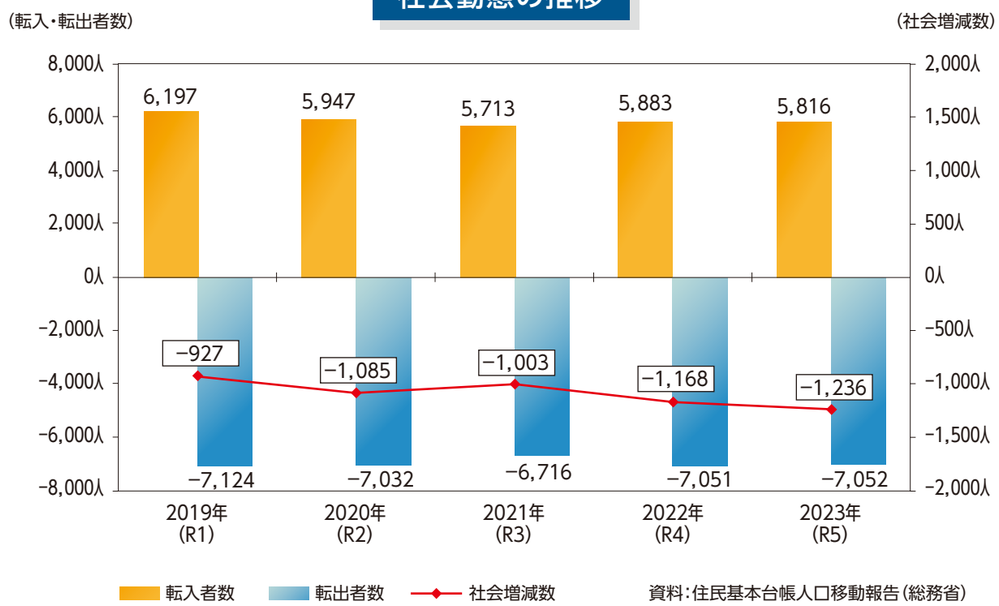
総人口は、昭和55（1980）年をピークに減少で推移し、令和2（2020）年には約22%減少。
また、令和2（2020）年においては、対前回（5年前）に比して、減少率は過去最大の95%となっており、人口減少が加速している。
生産年齢人口比率は平成22（2010）年に60%を下回った。

自然動態の推移



過去5年において出生数の減少は加速しており、死亡数が出生数を上回る自然減が継続。

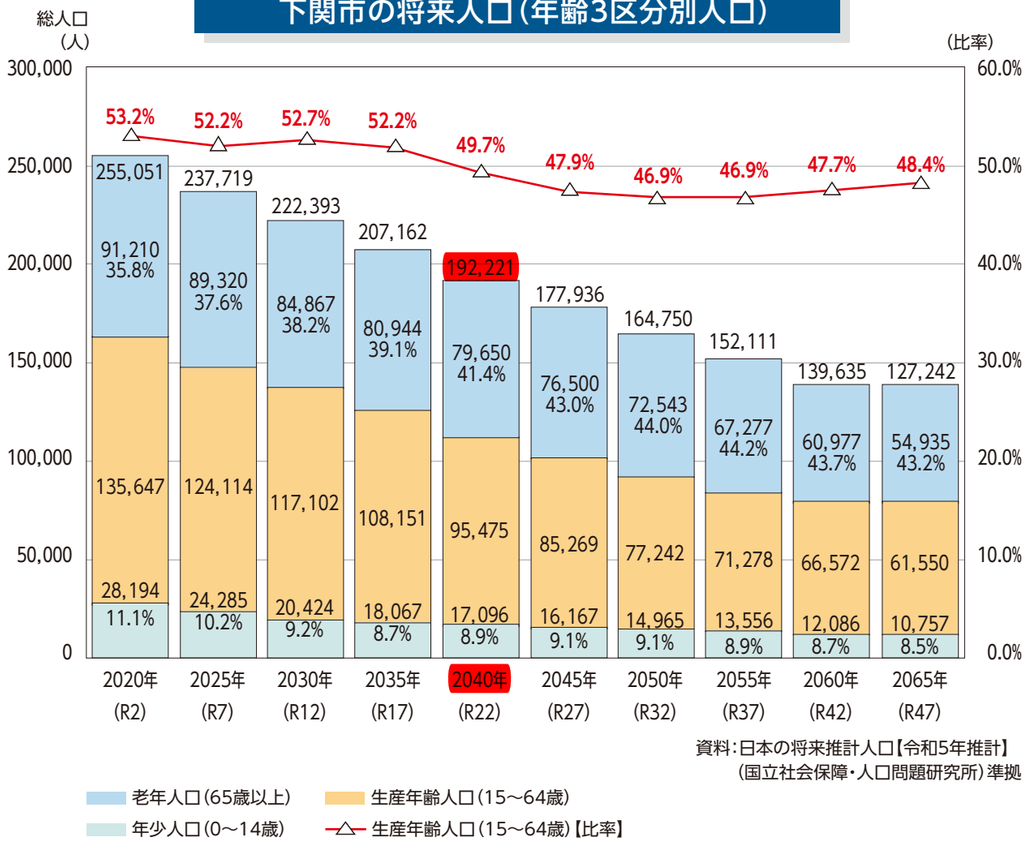
社会動態の推移



過去5年間は転入者・転出者数の増減はあるものの、一貫して転出超過(社会減)が継続。

4. 将来人口の推移

下関市の将来人口(年齢3区分別人口)



資料:日本の将来推計人口【令和5年推計】
(国立社会保障・人口問題研究所)準拠

令和22(2040)年には総人口20万人を下回る見込み。
老年人口は減少傾向にあるものの、年少人口及び生産年齢人口の減少幅が大きいことから、高齢化率は依然として上昇傾向にあり、40%を超える見込み。

取組の方向

（1） 生産流通基盤の整備

① 農業生産基盤の整備

農産物の生産、安定供給を確保するため、排水機場や農地保全施設等を整備し、農地・農業用施設を湛水被害から守るとともに、ため池やかんがい施設の整備等により農業用水の安定供給を図り、農地の大区画化、水田の高機能化や基幹農道の整備等を推進することで、生産効率の向上を図ります。

地域の特性を活かした安全・安心な園芸作物の生産を促進するため、IoTなどのスマート技術の導入や施設整備等を支援し、競争力の高い園芸産地の育成を促進します。

米、麦、大豆等の安定生産を進めるとともに、農業生産活動における、高齢化等による人手不足の解消、新たに農業を始めたい若者や他産業からの参入等次世代の担い手を育成するため、魅力ある農業を創出するスマート農業を推進します。

家畜の増頭や飼料自給率の向上に必要な施設、機械等の導入を支援し、畜産業における生産性の向上と経営の効率化を促進します。

主な取組
- 農業の生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備の推進
- 農作業の効率化・省力化を図るスマート農業の推進
- 需要動向を踏まえた高収益作物への転換
- 飼養効率の向上や優良子牛の導入等への支援

② 林業生産基盤の整備

林業生産の効率化と森林資源の維持管理に係る負担軽減を図るため、林道・作業道の整備を推進します。

主な取組
- 林業生産基盤となる路網整備等対策の推進

③ 漁業生産基盤の整備

本市が管理する漁港施設については、体系的かつ計画的な取組により、施設の長寿命化及び更新コストの平準化・縮減を図ります。

下関漁港については、管理者である山口県とともに施設の維持・保全を図ります。

また、沿岸・沖合漁業経営において、IoTなどのスマート技術や省人・省力化機器等の新技術を活用した生産性の高い操業体制への転換を促進し、生産性と持続性の両立を目指します。

主な取組
- 漁港施設の長寿命化に向けた機能保全計画の更新
- 下関漁港の整備・維持保全
- 下関沿岸域の漁場造成
- 沿岸・沖合漁業の収益性向上の促進

④ 流通基盤の整備

南風泊市場の高度衛生化に取り組み、日本唯一のふく専門市場の機能強化を図ります。新市場整備完了後は、高度衛生化へのスムーズな移行を行うとともに、安全・安心な水産物の流通など高度衛生管理型であることを活かした市場のPRに努め、販路拡大等を進めます。

一方、他の市場においては、あり方検討により方向性を整理するとともに、将来の流通を見据えた整備計画の作成に取り組み、業務の省力化や効率化に向けたデジタル技術の導入や環境負荷の軽減を進めるとともに、資源循環を意識した流通の構築に努めます。

また、市場の集荷力の向上と販売力の強化に重点を置き、取扱量の増加に結びつけることにより、持続可能で元気な市場を目指します。

主な取組
- 荷さばき所等の整備や流通の環境負荷低減等の促進
- 集荷拡大や販売PR支援

取組の方向

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
第1次産業（農業/林業/水産業）総生産額	億円	直近7年間の平均値	67	70	70

② 森林の保全・活用

市有林や市行造林の適正な整備を実施するとともに、新たな森林経営管理制度の導入の中で航空レーザー計測による森林資源解析情報を活用した森林管理のDX化や木材生産団地内での森林整備等の促進による脱炭素社会の実現を図るGXの取組を進め、私有林の適切な管理に努めます。また、深坂自然の森等の再整備を行い、誰もが快適に過ごせる自然とのふれあいの場の提供等を通じて、森林資源や林業への理解を促進します。

主な取組
- 森林管理のDXを活用した森林整備の推進
- 森林所有者に対する意向調査をもととした集積計画の作成及び私有林（人工林）の適正な管理の推進
- 循環型林業に対する支援による脱炭素社会の推進

③ 藻場・干潟の再生

魚介類の育成場や水質浄化に留まらず、海とふれあう場の提供など、海の有する多面的機能の維持・発揮に向けた藻場・干潟の再生及び海岸清掃等に係る活動支援を継続・強化するとともに、カーボンニュートラルへの貢献を推進し、持続可能な保全体制の構築を促進します。

主な取組
- 海の環境・生態系保全、再生の推進
- 関係者連携による豊かな海の創造
- ハード・ソフト一体的な藻場・干潟対策

④ 漁村のにぎわい創出

豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かし、観光・産業分野と連携した海業（うみぎょう）等を振興し、漁村の活性化を進めます。

主な取組
- 海業に取り組む漁協や民間事業者等の支援


ドローンによる農薬散布


大学との連携によるジビエ肉を使った商品開発


垢田トマト


下関ねぎ


南風泊市場 袋セリ



水産物5大ブランド


捕鯨母船関鯨丸初漁式


林業生産基盤の整備

〈関連個別計画〉
- ○下関地域農林業振興計画　令和5（2023）～令和8（2026）年度
- ○下関市市場活性化計画　平成26（2014）年度～

取組の方向

③ 経営革新の促進

経済社会の変化に対応するため、中小企業の新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編などの事業再構築や、DXによる競争力強化・生産性向上を促進します。また、経営改善等により、後継者が見つからないまま休廃業・解散となる企業等の円滑な事業承継の促進を図ります。

主な取組
- DX推進による生産性の向上
- 事業承継の促進

(3) 企業の誘致

① 誘致活動等の推進

若者や女性のニーズが高い情報通信企業などの新規立地による雇用創出を図るため、オフィスの誘致を推進します。

また、成長産業の動向を注視しつつ、工業団地や長州出島等への企業誘致に向けた活動を積極的に行うとともに、企業立地優遇制度の充実と産業立地の基盤整備を図ります。

主な取組
- 企業誘致の推進
- 企業立地優遇制度の充実
- 工業団地や長州出島等への企業誘致活動の強化
- 中心市街地への事務所誘致の強化
- 産業立地の基盤整備

(4) 未来を担う地域企業の成長促進

① 生産性向上、高付加価値化の促進

各種助成制度等による支援を行い、人手不足の中で、生産性を向上させる設備投資や地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、経済的波及効果を及ぼす事業の振興を促進します。

主な取組
- 生産性向上等に向けた各種助成制度等による支援

② 成長産業等への参入促進

中小企業の優れた技術を活かした新たな受注機会の創出に向け、国が推進する半導体等の成長分野への進出を支援することにより、本市経済をリードする中核企業への育成を図ります。

主な取組
- 企業間ネットワークの構築による成長産業等への販路開拓

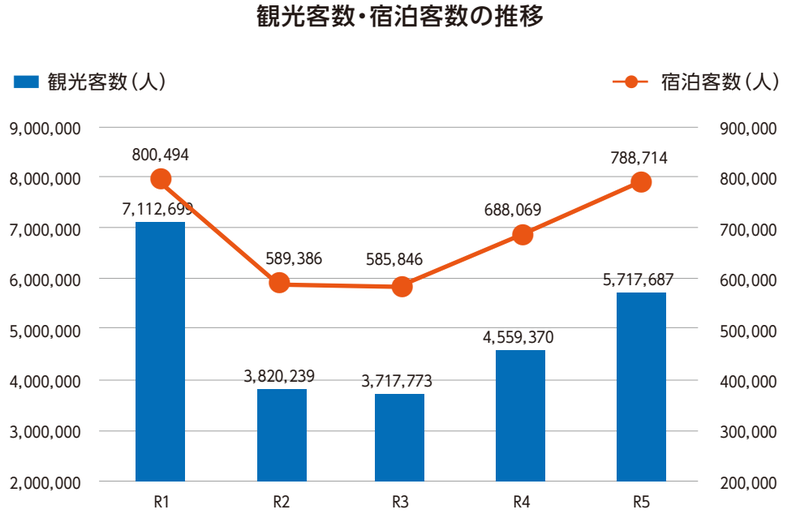
③ 販路開拓の促進

消費者の動向を踏まえた下関産品のブランド再構築により、産品の付加価値のみならず下関のイメージや認知度向上による販路開拓を促進し、本市の基幹産業のさらなる活力創造、地域の活性化を図ります。

主な取組
- ブランディングによるリアル、デジタル両面からの販路開拓

現状と課題

- 本市は、関門海峡をはじめとする海、山、温泉などの自然や、ふくに代表される美味しい食材、先人が織りなしてきた歴史・文化等、多種多様で豊富な観光資源を有する県下有数の観光都市です。観光は、幅広い産業に波及する総合産業として地域の経済に大きな影響を与え、結果として定住人口の拡大にまで効果が及ぶ可能性がある主要な産業です。全国的に定住人口の拡大が容易に望めない中、本市においても観光客増加による交流人口の拡大や、観光地としての魅力向上を図ることは大変重要です。
- このため、国内外からの観光客や宿泊客をさらに増加させるため、本市の中長期的な新たな「下関市観光交流ビジョン」を策定し、多様化する観光客のニーズに的確に対応し、本市への誘客をさらに推し進めることや、観光客の消費行動の「モノ」消費から「コト」消費、そして「トキ」消費など時代による変化に対応することが重要です。観光客の形態やニーズの変化に柔軟に対応しながら、多彩な切り口からの観光プラン提案や観光資源の磨き上げによる本市観光の魅力向上をはじめ、観光資源のネットワーク化、心のこもったおもてなし、観光情報の充実等、官民一体となって着実に取り組んでいく必要があります。
- 地域や関係事業者と連携を図り、DXの推進により、観光客に対する利便性の向上による消費機会の拡大、観光地経営の高度化、情報管理の高度化による観光産業の生産性向上、それらを支える観光デジタル人材の育成・活用の観点を踏まえ取り組んでいく必要があります。
- また、健全なレジャー施設として長年親しまれているボートレース下関については、ボートレースファンのみならず、広く市民にも親しみを持って利用していただけるよう施設やサービスの充実を図っていく必要があります。




しものせき海峡まつり（上臈参拝）


関門海峡花火大会

取組の方向

〈目標指標〉

目標指標		年	基準値	目標値 R11年	目標値 R16年
全国学力・学習状況調査における全国と本市の比較値 ①小学6年②中学3年≪全国平均を100とした場合≫	ポイント	R5	①国語98.2 ①算数96.0 ②国語97.4 ②数学96.1	100	105
自分には良いところがあると思う児童生徒の割合 ①小学6年②中学3年	%	R5	①83.5 ②81.8	100	100

② 私学教育の振興

私立学校の特色ある教育事業を促進し、もって本市の学校教育の発展を図るため、補助金による支援を行います。

主な取組
- 私学に対する支援による学校教育の発展

③ 学校給食施設再編整備の推進

施設、設備の老朽化が著しい給食施設について、学校給食施設再編整備の検討を行い、集約化や民間委託化を図ります。

主な取組
- 給食施設の集約化・民間委託化

④ 安全な施設の整備、設備の充実

児童生徒及び教職員が安全・安心な校舎で快適な学校生活・教育活動ができるように、長寿命化、トイレ洋式化、バリアフリー化、空調設備設置を行います。

また、ICT機器等の整備、ICT支援員の配置等により、ICT学習支援体制の推進を図ります。

主な取組
- 学校の長寿命化・トイレ洋式化・バリアフリー化・空調設備設置
- GIGAスクール構想の推進

⑤ 下関市立大学への支援

総合大学の強みを活かした質の高い教育を提供することにより、有為で多様な人材を育成するとともに、蓄積された知的資源を活かしたリカレント教育の提供や企業等と連携した研究活動を通じて、地域をはじめとする社会の要請に応える大学となるよう支援します。

主な取組
- 総合大学の強みを活かした幅広い知識と国際感覚を兼ね備えた有為で多様な人材の育成
- 各学部の専門性を活かしたリカレント教育の充実
- 地域や企業等と連携した課題解決の取組・共同研究等の推進


給食の様子


トイレの洋式化・バリアフリー化

〈関連個別計画〉
- ○下関市教育振興基本計画（下関市教育大綱） 令和7（2025）～令和11（2029）年度
- ○下関市立学校適正規模・適正配置基本計画 令和7（2025）～令和11（2029）年度
- ○下関市立学校施設長寿命化計画　令和3（2021）～令和12（2030）年度
- ○公立大学法人下関市立大学中期目標　令和7（2025）～令和12（2030）年度

第5章

都市基盤・生活基盤

方向性

- 本市が「住む人、訪れる人に選ばれるまち」であるためには、都市の魅力を高めることが重要です。そのためには、快適で利便性の高い暮らしや活力を支える都市機能・日常生活サービスを維持し、こどもや子育て世代、高齢者等にやさしい、安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- 人口減少下においてもそれを実現し、持続可能なものとするために、都市機能の効率的な配置や集中を促進し、道路や公園、情報通信等の都市機能の強化を図ります。
- 併せて、中心市街地から農山漁村にいたる多様な地域特性を活かしながら、各地域の適正な役割分担とそれらの連携により、市全体の一体的なまちづくりを推進します。
- また、まちづくりと連動した鉄道、バス等の公共交通の利便性を向上させ、福祉サービス等地域の輸送資源を総動員することで、総合的で持続可能な交通体系の構築を目指します。
- 都市の拠点間を結ぶ広域道路網や幹線道路及び生活道路の整備を推進します。
- 道路や橋梁等の交通基盤や公園・治山治水等の生活基盤などについては、総合的なマネジメントを推進し、維持すべき機能の適正化を図るとともに、今後も継続して利用できるよう長寿命化を進めます。
- 日々の生活に欠かすことのできない上下水道等は、拡張、整備の時代から維持管理の時代になっています。安全・安定・安心のライフラインを確保するため、耐震化及び老朽施設の更新・整備を図る一方、人口減少や時代の要請に応じた変革・進化を図ります。
- 地域経済活力の向上に貢献する国際物流拠点として、国際フェリー・RORO船等の機能拡大・強化に対応する環境整備や港湾施設の効率的かつ経済的な管理運営を行い、高速輸送を活かした使いやすいみなとづくりを目指します。また、大規模災害に強いみなととして、物流機能の連続性と市民の安心な暮らしを守るためハード整備やソフト事業に取り組みます。
- 少子高齢化による人口減少が加速する中で、市民生活において、直面する様々な課題を行政や民間事業者等が持つ、多様なデータやサービス、IoT・AI等のデジタル技術を活用して、解決を図り、市民誰もが安心して幸せな生活を送ることができる持続可能なまちの実現を目指します。

第1節　市街地の整備
第2節　良好な景観の形成
第3節　住環境の整備
第4節　公共交通の整備
第5節　道路の整備
第6節　道路・橋梁等老朽化対策の推進
第7節　河川・海岸環境の整備
第8節　公園・緑地の整備
第9節　上水道の整備
第10節　工業用水道の整備
第11節　下水道の整備
第12節　港湾の振興
第13節　スマートシティの推進

ゴール目標【KGI】		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
都市・生活基盤において、インフラ環境は、利便性や防災機能が高く（ハード面）、生活全般に満足を感じている市民の割合	%	R6	22.8	25.0	34.0
都市・生活基盤において、安全安心で、環境にもやさしく、市民のニーズに沿ったサービスの提供も充実しており（ソフト面）、不便や不安なく日常生活を送っていると感じている市民の割合	%	R6	19.4	20.0	34.0
生産性（市内就業者1人当たり総生産）	千円/人	直近7年間の平均値	7,455	8,500	9,500
市民雇用者1人当たりの報酬	千円/人	直近7年間の平均値	3,689	4,300	5,000
企業所得額	億円	直近7年間の平均値	2,489	2,860	2,950

現状と課題

- 本市は、少子高齢化による人口減少が加速しており、地域産業における人材不足による生産性の低下や高齢者を中心とした交通弱者の増加をはじめ、健康福祉や教育、防災、さらにはエネルギー、環境といった市民生活を取り巻く多岐にわたるサービス機能の低下が懸念されます。
- こうした状況は、本市の未来を担う若者層の人口流出をはじめ、市内経済の衰退を引き起こす大きな要因となっています。
- このことから、「住みたい・住み続けたいまち」の実現に向けて、「デジタル技術を活用した生活の利便性の向上を図るサービスづくり」、「デジタル社会への適応力の向上を図る人づくり」、「デジタル関連産業の集積による仕事づくり」を推進していく必要があります。

〈目標指標〉

目標指標		基準値 年	基準値	目標値 R11年	目標値 R16年
しもまちプラス等で提供する各種サービスの利用率	%	R5	22.2	30.0	50.0



あずかるこちゃん


教育版マインクラフト体験会

取組の方向

（1） スマートシティの推進

① デジタル技術を活用した生活の利便性の向上を図るサービスづくり

住みたい・住み続けたいまちの実現を図るため、行政や民間事業者が持つ、健康・福祉・医療や交通をはじめ、物流・防災・エネルギー・観光・金融など様々な分野におけるデータやサービスをデータ連携基盤でつなぎ、市民のニーズに沿った付加価値の高いサービスを構築し、提供することで、諸課題を解決し、市民生活の質の向上を図ります。

主な取組
- 行政・民間事業者が持つ各種サービスの連携・開発の推進

② デジタル社会への適応力の向上を図る人づくり

市民誰もがデジタルサービスを利用できるよう、高齢者等に対するサポート体制の強化を図り、デジタルデバイド（情報格差）の解消に努めます。

また、下関市立大学のデータサイエンス学部との連携を強化し、こども達や若者層を中心に、デジタル技術への興味・関心やデジタル社会への適応力を高め、将来、本市のデジタル関連産業の一翼を担う次世代人材となるよう、教育・育成を推進します。

主な取組
- デジタルデバイド対策及びデジタル人材育成の推進

③ デジタル関連産業の集積による仕事づくり

官民で構成するスマートシティ推進協議会と下関市立大学のデータサイエンス学部が連携し、市民が利用する様々なサービスから得られたデータを市民の許諾のもと、分析し、新たな政策の展開やサービスの開発につなげます。

また、これらを民間事業者に提供し、さらなる高質なサービスの開発や新たなビジネスの創出を促進するなど、民間事業者との共助の関係性を構築します。

さらに、これら取組を通して、デジタル関連産業の集積を図り、魅力的な仕事や雇用を創出するなど、若者層に関心の高い仕事づくりを推進します。

主な取組
- デジタル関連産業及び優秀なデジタル人材の集積

〈関連個別計画〉 ○スマートシティ基本設計　令和3（2021）年度～

下関市と下関市立大学におけるデータ活用に関する包括連携協定書

下関市（以下「甲」という。）は、住みたい・住み続けたいまちの実現を図るため、産学官で構成する下関市スマートシティ推進協議会を中心に、行政や民間事業者が持つ、健康・福祉・医療や交通をはじめ、物流、防災、エネルギー、観光、金融など様々な分野におけるデータ（この連携協働に係る事業において取扱う対象とする情報をいう。）やサービスをデータ連携基盤でつなぎ、市民のニーズに沿った付加価値の高いサービスを構築し、提供することで、諸課題を解決し、市民生活の質の向上を図るスマートシティを推進している。

一方、下関市立大学（以下「乙」という。）においては、令和６年４月にデータサイエンス学部を開設し、多様なデータの設計や分析、活用等に関する専門的な知見を有する教授等のスタッフ陣を備え、多分野にわたる研究テーマにおいて、様々なデータ分析を行い、これら研究成果を地域に還元し、地域社会が抱える諸課題の解決や価値の創造を図り、地域活性化に貢献することを当該学部の創設意義としている。

以上を踏まえ、甲が取り組むスマートシティの推進を加速させるため、甲と乙は、データの活用に関し相互に連携及び協働すること（以下「連携協働」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、データ活用に関する甲乙相互の連携協働を強化し、甲の抱える諸課題の解決や新たな価値の創造による地域の活性化及び市民生活の質の向上並びに乙における学術の振興を図ることを目的とする。

（連携協働事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携協働を実施するものとする。

（１）データ分析による合理的根拠に基づく政策形成（ＥＢＰＭ）の推進

（２）データセット（収集、整理されたデータの集合をいう。）の構築に向けた各種データ収集の推進

（３）データの活用に関する産学官連携の推進

（４）学術調査・研究への協力

（５）データサイエンス分野の人材育成

（６）その他連携協働することが必要と認められる事項

（連携協働の促進）

第３条　甲及び乙は、前条に掲げる事項についての連携協働にあたっては、第１条に規定する目的の達成に向けた取組を明確化するため、連携協働を実施しようとする事業ごとに行政分野や実施目的、具体的な取組内容等を明記した事業協定をその都度締結するものとする。

２　甲及び乙は、情報（連携協働で利用するデータの他、自己が保有する全ての情報を含むものをいう。）の共有の促進や意思決定の迅速化など、連携協働の効果的かつ効率的な推進に必要な措置を講ずるものとする。

（データの管理及び使用並びに情報の守秘義務）

第４条　甲及び乙は、連携協働にあたっては、相手方から提供された各種データ及び知り得た相手方の機密情報を、相手方の事前の承認を得ずに第三者へ開示し、若しくは漏えいし、又は当該各種データを使用したサービスを提供してはならない。

２　甲及び乙は、連携協働において取得したデータについては、相互に共有するものとする。

３　甲及び乙は、連携協働以外において取得し、又は保有するデータについては、この協定の趣旨に則り、その共有に努めるものとする。

４　各種データの管理及び使用にあたっては、第１項の規定を遵守するとともに、具体的な取扱いについては、前条第１項に規定する事業協定において明記しなければならない。

（協定の変更）

第５条　甲又は乙が、協定内容の変更を申し出たときは、甲及び乙で協議の上、合意した内容について、協定書の変更を行うものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から１年間延長するものとし、その後も同様とする。

２　甲又は乙が、本協定の解約を希望する場合は、解約希望日の１か月前までに書面により相手方に通知しなければならない。

３　前項の通知を受けた場合、甲及び乙は、協議を行うものとし、解約について双方が合意した場合のみ、本協定は解約されるものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自１通保有する。

令和７年７月２２日

甲　山口県下関市南部町１番１号
下関市
下関市長　　前田　晋太郎

乙　山口県下関市大学町２丁目１－１
下関市立大学
学　　長　　韓　昌完

下関市教育委員会と下関市立大学の共同研究に関する協定書

下関市教育委員会（以下「甲」という。）と下関市立大学（以下「乙」という。）とは、令和６年１月１８日付けで締結された「下関市教育委員会と下関市立大学との包括連携に関する協定書」に基づく共同研究の連携について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲と乙の両者（以下「両者」という。）が包括的な連携のもとに、全国学力・学習状況調査（以下「学力調査」という。）の結果を活用した、専門的な課題分析に関する調査、研究を共同して行うことで、下関市立学校の児童、生徒の学力の向上及び理数系教育の充実を図るとともに、教職員の資質向上やスキルアップに寄与することで、もって本市の教育施策の改善・充実に資することを目的とする。

（連携事項）

第２条　両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携をする。

（１）甲が有する学力調査の結果の分析に関する事項

（２）両者の人的資源の交流に関する事項

（３）両者による共同研究に基づく事業の実施に関する事項

（４）その他両者が協議の上、必要と認める事項

（共同研究の内容）

第３条　両者は、次の研究を相互に有するデータ・技術・知識を貸与、提供又は共有することにより共同で実施する。

（１）研究テーマ

「学力調査データに基づく下関市における算数、数学教育の課題分析と興味喚起・人材育成」

（２）共同研究実施主体

下関市教育委員会教育部教育研修課並びに下関市立大学データサイエンス学部及び教養教職機構

（３）研究実施場所

共同研究実施主体が別に定める

２　甲は、前項に定めるデータのうち学力調査の結果に関するものについては、文部科学省が定める以下の要領及びガイドラインに沿ったものである場合に限り、甲が認める乙の職員からの申出により貸与又は提供するものとする。

（１）全国学力・学習状況調査に関する実施要領

（２）「全国学力・学習状況調査」の集計結果データの貸与に係るガイドライン（個票データ編）・（匿名データ編）

（費用の負担）

第４条　両者は、共同研究に係る費用の負担を協議の上、別に定める。

（職員の派遣）

第５条　両者の同意があった場合、乙は、共同研究の実施に当たり、共同研究に従事する乙の職員等（乙が共同研究の実施にあたり必要と認める場合で、本人の同意を得た場合に限り、乙に在学する学生を含む。以下同じ。）を甲の指定する場所に派遣し、共同研究に必要な業務に従事させることができるものとする。

２　前項の場合において、乙の職員等の派遣に要する費用は、乙の負担とする。

（権利の帰属）

第６条　共同研究により生じた知的財産権は、原則として両者の共有とし、その持分は両者が協議の上、決定するものとする。

（共同研究の成果の公表等）

第７条　両者は共同研究実施期間中及び共同研究終了後において、あらかじめ相手方の同意を得て、共同研究の成果を公表することができる。

（秘密の保持）

第８条　両者は、共同研究の実施に当たり、相手方から開示又は提供を受けた情報を共同研究参加者以外の者に開示、漏洩してはならない。

２　両者は相手方から開示又は提供を受けた情報を、共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合は、この限りでない。

３　前２項の規定は、本協定の有効期間満了の日以降も継続するものとする。

（有効期間）

第９条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和８年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から２か月前までに両者いずれからも申出のない場合は、有効期間満了の日の翌日から１年間延長するものとし、その後も同様とする。

２　共同研究の中断、中止及び本協定の内容変更等については、両者が別途協議を行う。

（その他）

第１０条　本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた事項については、両者が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両者それぞれ署名の上、各自１通を保有する。

令和７年（２０２５年）１１月１３日

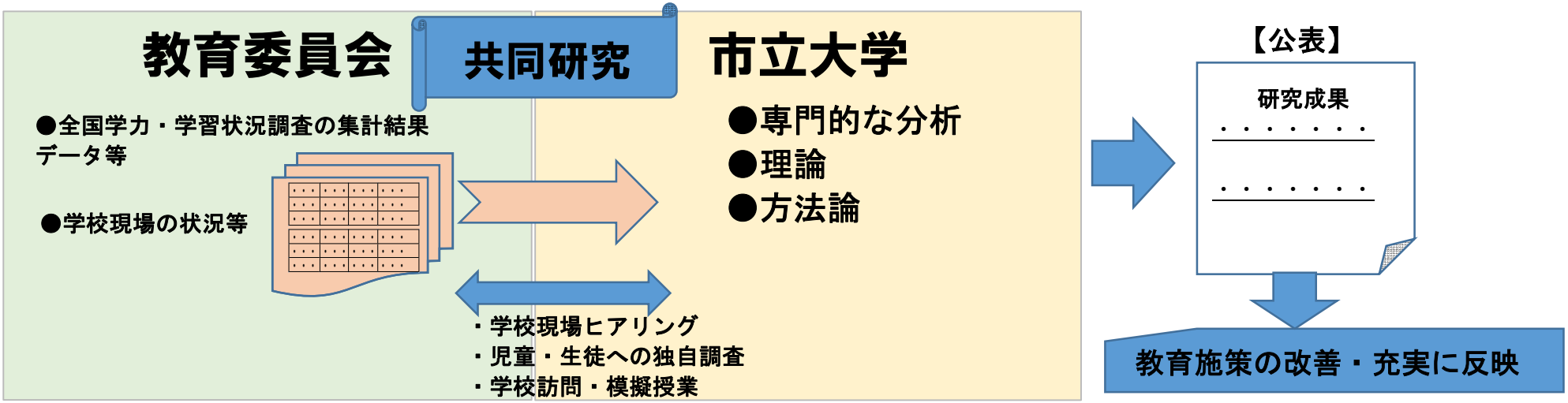
甲　下関市教育委員会　教育長　磯部芳規

乙　下関市立大学　　学　長　韓昌完

下関市教育委員会・下関市立大学共同研究事業

●　児童・生徒の学力向上のための課題分析　●　理数系教育の充実　●教職員のスキルアップ

○「令和７年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（Ｒ６．１２　文部科学省　一部抜粋）
　７　調査結果の取扱い　（４）調査結果の活用　イ
　各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多くの多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した取組を進めることができる。
○「進学者のニーズや人材需要に対応するための大学構造改革と理系学生の活躍促進に関するタスクフォースとりまとめ」（Ｒ５．８　文部科学省　一部抜粋）
　２　課題と具体的方策　（１）初等中等教育
【課題】小学校段階から理系分野に目を向けるための方策を増やしていくこと、理系選択後の「出口」（キャリアパス、人材ニーズ等）を示し、理系の裾野を広げること
【具体的方策】理数教育の指導方法を研究し、その成果を普及させる取組、修士号や博士号を持つ人材の活用や大学との連携強化を推進、多くの児童生徒が最先端の探究・ＳＴＥＡＭ教育を受けられる機会を創出
○「初等中等教育段階での科学技術人材の育成に関する現状・課題・今後の具体的な取組（案）」（Ｒ７．６　文部科学省　一部抜粋）
　２　現状・課題
　（２）小・中・高等学校段階における理数系教育の充実について
【課題・指摘事項等】小中学生の段階から様々なものに触れ、好奇心を高めることができる機会の提供が重要と考えられるが、これを小・中・高等学校の授業の中のみで対応することには限界があり、科学技術に関する専門知に加えて人材育成のノウハウ等を有する大学等がアウトリーチ活動を実施することも期待される。



第３次下関市総合計画　第３章　こども・子育て・教育　第２節　教育の振興

目標指標		基準値 年	基準値	目標値 Ｒ１１年	目標値 Ｒ１６年	※ポイント差（目標値－基準値） Ｒ１１年	※ポイント差（目標値－基準値） Ｒ１６年
全国学力・学習状況調査における全国と本市の比較値 ①小学６年②中学３年≪全国平均を１００とした場合≫	ポイント	Ｒ５	①国語98.2　①算数96.0 ②国語97.4　②数学96.1	100	105	①国語1.8　**①算数4.0** ②国語2.6　**②数学3.9**	①国語6.8　**①算数9.0** ②国語7.6　**②数学8.9**

2025 年 8 月 12 日
住友商事株式会社
セイノーホールディングス株式会社
大新東株式会社
株式会社 REA

国内初の産官学連携 AI オンデマンドシステム×貨客混載の実証実験を開始
～持続可能な地域交通・物流モデルを実装する「マイルワンプロジェクト」～

住友商事株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役 社長執行役員 CEO：上野 真吾、以下「住友商事」）、セイノーホールディングス株式会社（本社：岐阜県大垣市、代表取締役社長：田口義隆、 以下、「セイノーHD」）、大新東株式会社（本社：東京都江東区、代表取締役社長：森下哲好、以下、「大新東」）、株式会社 REA（本社：東京都中央区、代表取締役社長：坂田 敬次郎、 以下、「REA」）は、このたび国土交通省による「共創モデル実証運行事業」（注 1）の採択を受け、2025 年 10 月 1 日から山口県下関市豊田町で、産官学連携の取り組みとしては国内初となる AI オンデマンドシステム（注 2）と貨客混載（注 3）を組み合わせた地域モビリティサービス「Mile One（マイルワン）」の実証実験を開始します。



モビリティの力で地域の社会課題解決を目指すマイルワンプロジェクトについて

日本全国で、公共交通の利用者減少や物流ドライバー不足が進み、サービス維持が困難になっています。その結果、買い物や通院といった日常の移動手段が限られ、住民生活や地域経済に影響を及ぼしています。

マイルワンは、AI を活用したオンデマンド交通システムと、旅客・貨物を同一車両で運ぶ

貨客混載機能を組み合わせた、新しい地域モビリティサービスです。AI により利用者の予約に対してリアルタイムで最適な配車を行うことで、少ない車両とドライバーでも効率的な運行を可能にし、持続可能な地域サービスの提供を目指します。



下関市における共創モデル実証運行事業

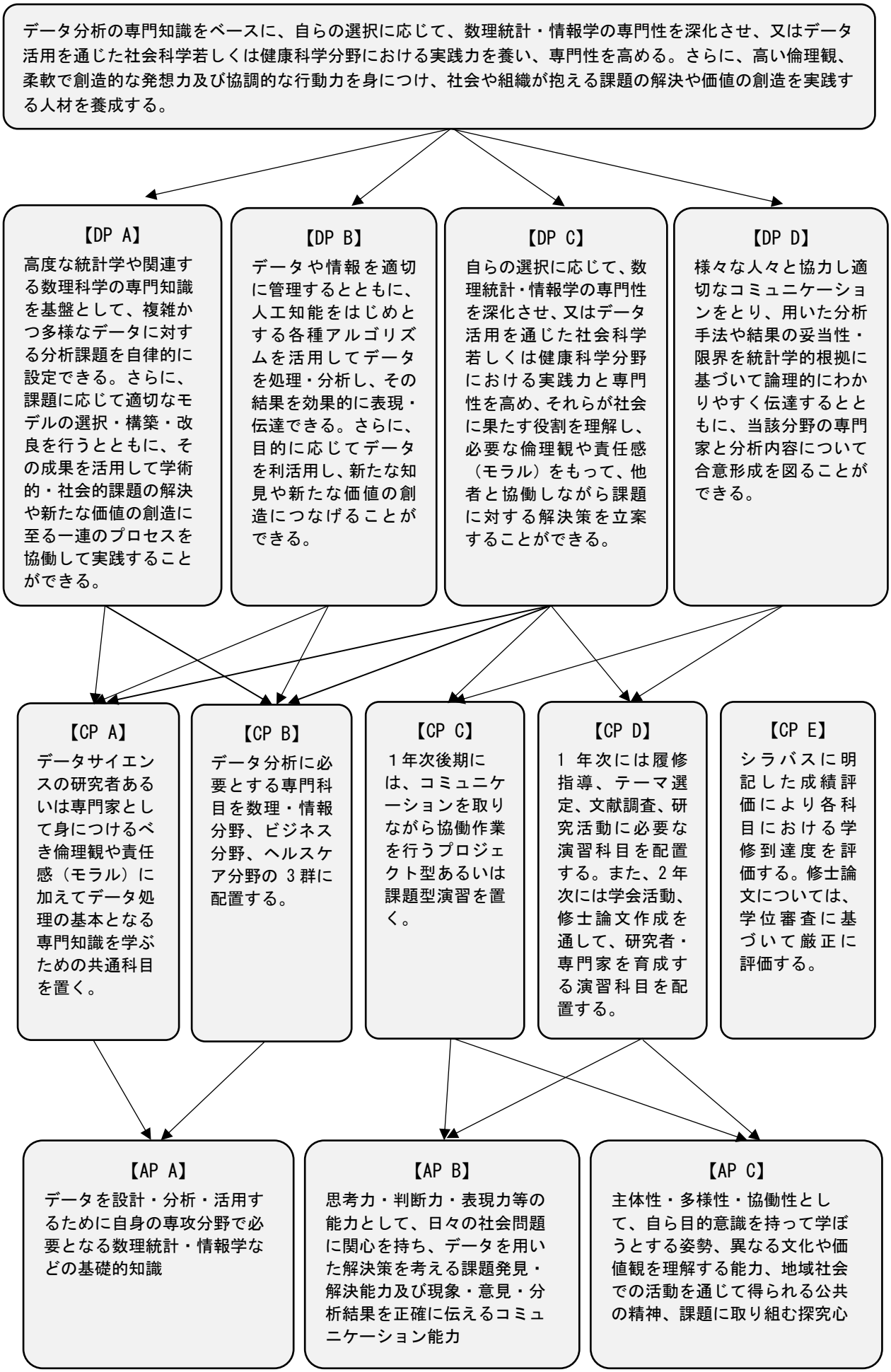
下関市豊田町では、現在 4 路線の「生活バス」が電話予約型で時刻表に沿って運行されています。高齢者をはじめとする多くの住民にとって使い勝手の良い公共交通にするため、「AI オンデマンド機能」を導入。また、免許返納や高齢化で買物弱者が増えている現状を踏まえ、同じ車両を活用し、スーパーマーケットの商品などを地域住民の自宅に配送する「貨客混載機能」も導入しました。**本事業の効果測定は、下関市立大学との連携のもと、地域の実情に即した評価項目・手法を定義した上で実施します。定量データに加え、利用者アンケートやヒアリング調査を通じて得られた声をもとに、サービスの継続的な改善を図っていきます。**

このように、交通と物流を一体化し、効果測定を通じて改善を重ねることで、移動と買い物の両面から日常生活を支える新たなサービスモデルの構築を目指します。さらに、エリア外への移動や、より個別ニーズに沿った移動、配送は既存事業者と交通・サービス連携することで利便性の向上を目指します。

実証期間は 2025 年 10 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの 6 カ月間を予定しており、豊田町を対象としたこの取り組みを皮切りに、今後は全国への展開も目指しています。

下関市：事業実施主体・運行主体
冨士第一交通：運行事業者（下関市より委託）
住友商事：全体統括、マイルワンサービス/貨客混載 AI オンデマンドシステム構築

＜養成する人材像及び 3 つのポリシーの相関図＞【補正後】



科学の再興に向けて　提言

2025 年（令和 7 年）11 月 18 日

「科学の再興」に関する有識者会議

新たな研究領域の創造に向けて、新興・融合領域への挑戦を促すべく、研究支援や評価の在り方、ネットワーク形成、融合領域の推進方策を見直すとともに、これらの一体的な支援について、科研費の倍増に産学からの高い期待が寄せられていることを踏まえ、抜本的に拡充する。

（挑戦的・萌芽的研究や既存の学問体系の変革を目指す研究への機会の拡大：2030 年度末までに若手を中心とした挑戦的な研究課題数を２倍（2024 年度実績 6,500 件程度[87]））

同時に、特に研究大学群等において、機関内の資金配分について新たな挑戦を促すよう大胆な改革を進める。

② 日本人研究者の国際性の格段の向上

国際ネットワークの構築、更には日本人研究者が国際的な研究コミュニティの重要な構成員となることに向けて、特に日本から海外への流れを変えるべく、海外への人材の派遣の支援を増大させる。

（日本人研究者の海外派遣の拡大：2030 年度末までに累計３万人を派遣[88]、日本人学生の海外派遣の拡大：2033 年までに 38 万人を派遣[89]）

同時に、特に研究大学群等においては、日本人研究者等の送り出しのみならず、海外経験の評価や事務体制の強化を含め、研究機関の国際化を進め海外研究者の受入を促し、国際的な頭脳循環のハブとなることを目指す。

③ 多様な場で活躍する科学技術人材の継続的な育成・輩出

魅力的なキャリアパスの確保に向けて、多様な場・機会における科学技術人材の育成・活躍促進や、各教育段階における人材育成機能の更なる強化を図る観点から、人件費がコストであるという考え方を変えて科学技術人材に対する投資を抜本的に拡大する。特に、博士人材は、深い専門知識や国際性、課題設定・解決能力などの汎用的能力を備えた高度人材であり、アカデミアのみならず、多様な場で活躍することが期待される人材であることから、2040 年までの３倍を見据え、博士課程入学者及び博士号取得者の大幅な増加を目指す。

（博士課程入学者数及び博士号取得者数：2030 年度末までに２万人（2020 年度入学者数実績 14,659 人、2020 年度取得者数実績 15,564 人）、科学技術人材に対する人的資本投資：2035 年度末までに倍増（2025 年度予算 3,431 億円：科学技術人材施策パッケージ））

同時に、博士課程学生に対する雇用・給与の在り方を含め、研究大学群を中心に支援の拡充を進める。

---

[87] 科研費、創発的研究支援事業、戦略的創造研究推進事業の関係研究課題数

[88] １か月（30 日）を超える期間の海外派遣者数。2023 年度実績は 3,623 人。

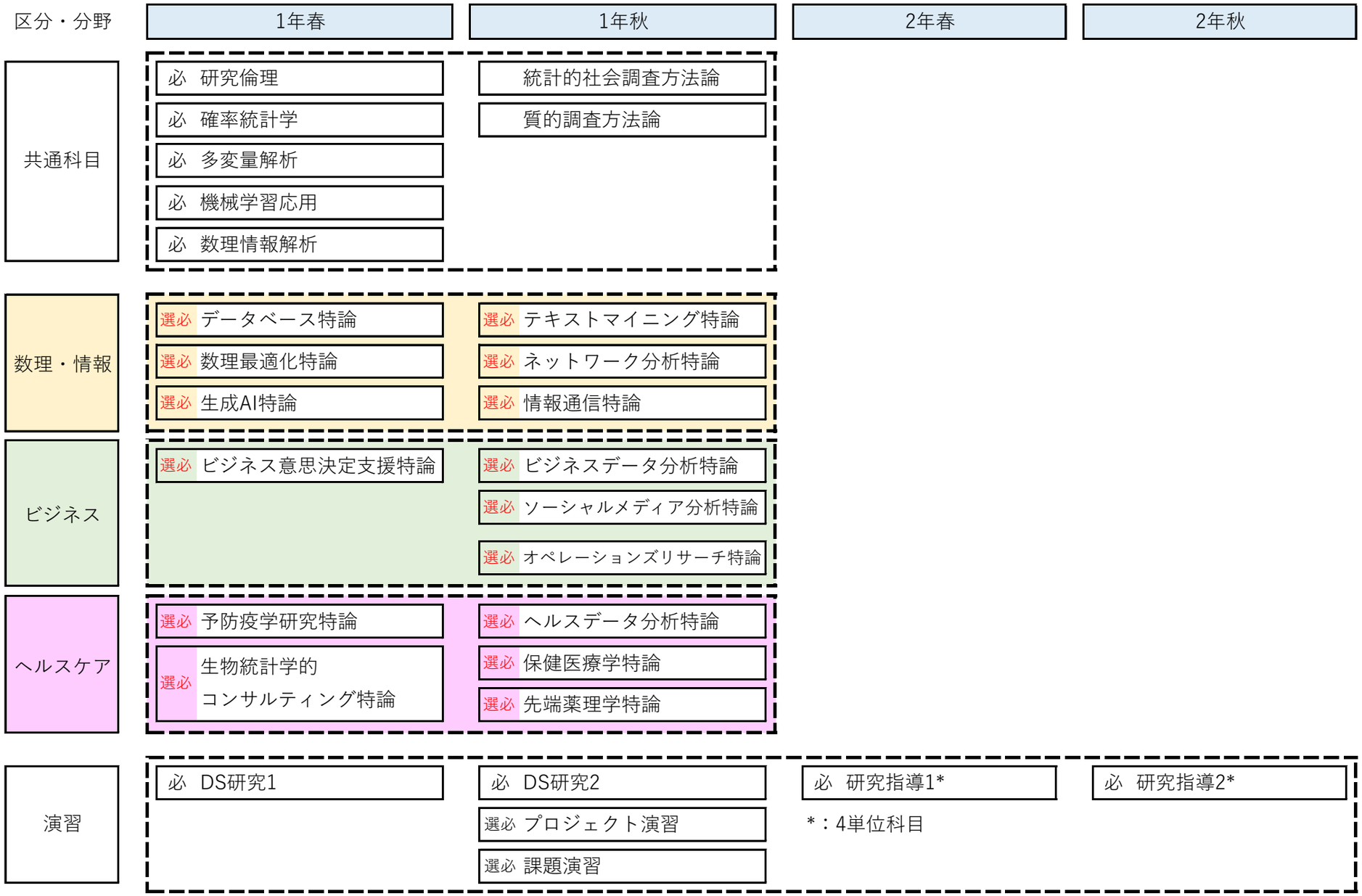
[89] 高等教育機関における学位取得等を目的とする長期留学者及び協定等に基づく中短期の留学者数。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の実績はそれぞれ 6.2 万人（2019 年データ）及び 11.3 万人（2018 年度データ）（令和５年４月 教育未来創造会議「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/teigen.html））。

＜カリキュラムマップ（データサイエンス研究科 データサイエンス専攻）＞ 【補正後】

区　分	科　目　名	配当年次	ディプロマ・ポリシー			
			A	B	C	D
共通科目	研究倫理	1前			◎	
	確率統計学	1前	◎			
	多変量解析	1前	◎			
	数理情報解析	1前	○	◎		
	機械学習応用	1前		◎	○	
	統計的社会調査方法論	1後	◎			
	質的調査方法論	1後			◎	
数理・情報	データベース特論	1前		◎	○	
	数理最適化特論	1前		◎		
	生成 AI 特論	1前	○	◎		
	テキストマイニング特論	1後		○	◎	
	ネットワーク分析特論	1後		◎	○	
	情報通信特論	1後		◎	○	
ビジネス	ビジネス意思決定支援特論	1前	○		◎	
	ビジネスデータ分析特論	1後			◎	
	ソーシャルメディア分析特論	1後		○	◎	
	オペレーションズリサーチ特論	1後		◎	○	
ヘルスケア	予防疫学研究特論	1前			◎	
	生物統計学的コンサルティング特論	1前	◎		○	
	ヘルスデータ分析特論	1後			◎	
	保健医療学特論	1後			◎	
	先端薬理学特論	1後			◎	
演習科目	プロジェクト演習	1後			◎	○
	課題学習	1後			◎	○
	DS 研究 1	1前				◎
	DS 研究 2	1後				◎
	研究指導 1	2前				◎
	研究指導 2	2後				◎

◎特に関連する　○関連する

カリキュラムツリー　【補正後】



下関市立大学大学院長期履修に関する規程（案）

（趣旨）

第１条　この規程は、下関市立大学大学院学則（平成１９年規則第２号）第１８条第３項の規定に基づき、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修すること（以下「長期履修」という。）に関して必要な事項を定める。

（資格）

第２条　長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、標準修業年限での修学が困難な事情にあるものとする。

(1) 職業を有し、就業している者（正規職員以外も含み、その収入を主として生活を送っている者をいう。）

(2) 育児、長期介護等の事情を有する者

(3) 病気等その他やむを得ない事情を有し、標準修業年限での修学が困難な事情にあると学長が認めた者

（申請手続）

第３条　長期履修を希望する者は、選抜出願時に、次の書類を添えて、学長に申請し、その許可を得なければならない。

(1) 長期履修申請書（様式第１号）

(2) 在職証明書（職業を有する者に限る。）（様式第２号）

(3) その他必要と認められる書類

（長期履修期間）

第４条　長期履修が認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は年度単位とする。

２　長期履修期間は入学時から３年又は４年とし、出願時にいずれかを選択しなければならない。

（長期履修期間の短縮）

第５条　長期履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が長期履修期間の短縮を希望する場合は、修了を希望する年度の前年度の２月末日までに、長期履修期間短縮申請書（様式第３号）及び必要書類を添えて、学長に申請し、その許可を得なければならない。

２　前項の規定による短縮は、１回限りとする。

（資格の喪失）

第６条　第２条に規定する長期履修学生としての資格を喪失した場合は、速やかにその旨を学長へ申し出なければならない。

（長期履修の許可の取消し）

第７条　長期履修学生が、長期履修の申請の際に提出した申請書又はこれに添付した書類に虚偽又は不実の記載があったときは、学長は、当該長期履修学生の長期履修の許可を取り消すことができる。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

様式第１号（第３条関係）

長 期 履 修 申 請 書

年　　月　　日

（宛先）下関市立大学長

申請者　研究科＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〒　　－

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　（　　）　　－＿＿＿＿

下記のとおり、長期履修を希望しますので、申請します。

記

１　長期履修期間

期間：　　年　（　　年　４月　～　　年　３月）

２　希望理由

様式第２号（第３条関係）

在　職　証　明　書

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は、当＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿において、下記のとおり在職していることを証明します。

記

所属部署及び職名	勤　務　態　様	従事予定期間
	□　常　勤　　□　非常勤	自　　年　　月　　日
	１週平均　　時間勤務 １日平均　　時間勤務	至　　年　　月　　日

年　　月　　日

事業所等名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〒　　－

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　（　　）　　－＿＿＿＿＿＿＿＿

証明者職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

証明者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

様式第３号（第５条関係）

長期履修期間短縮申請書

年　　月　　日

（宛先）下関市立大学長

申請者　研究科＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり、長期履修期間を変更したいので、申請します。

記

１　長期履修期間

変更後の期間：　　年　（　　年　４月　～　　年　３月）

変更前の期間：　　年　（　　年　４月　～　　年　３月）

２　変更理由

データサイエンス研究科　履修モデル 【補正後】

	履修モデル（1）	数理・情報分野			履修モデル（2）	ビジネス分野			履修モデル（3）	ヘルスケア分野		
	進路例）AIエンジニア				進路例）ビジネスコンサルタント				進路例）医療情報技術者			
	科目	必修・選択	配当年次	単位	科目	必修・選択	配当年次	単位	科目	必修・選択	配当年次	単位
共通 必修	研究倫理	必修	1前	2	研究倫理	必修	1前	2	研究倫理	必修	1前	2
	確率統計学	必修	1前	2	確率統計学	必修	1前	2	確率統計学	必修	1前	2
	多変量解析	必修	1前	2	多変量解析	必修	1前	2	多変量解析	必修	1前	2
	数理情報解析	必修	1前	2	数理情報解析	必修	1前	2	数理情報解析	必修	1前	2
	機械学習応用	必修	1前	2	機械学習応用	必修	1前	2	機械学習応用	必修	1前	2
分　野 選択必修	生成AI特論	選択必修	1前	2	ビジネス意思決定支援特論	選択必修	1前	2	生物統計学的コンサルティング特論	選択必修	1前	2
	ネットワーク分析特論	選択必修	1後	2	ビジネスデータ分析特論	選択必修	1後	2	先端薬理学特論	選択必修	1後	2
選択	情報通信特論	選択	1後	2	テキストマイニング特論	選択	1後	2	ヘルスデータ分析特論	選択	1後	2
【演習科目】 必　修　・ 選択必修	DS研究 1	必修	1前	2	DS研究 1	必修	1前	2	DS研究 1	必修	1前	2
	DS研究 2	必修	1後	2	DS研究 2	必修	1後	2	DS研究 2	必修	1後	2
	プロジェクト演習	選択必修	1後	2	課題演習	選択必修	1後	2	プロジェクト演習	選択必修	1後	2
	研究指導 1	必修	2前	4	研究指導 1	必修	2前	4	研究指導 1	必修	2前	4
	研究指導 2	必修	2後	4	研究指導 2	必修	2後	4	研究指導 2	必修	2後	4
				30				30				30

公立大学法人下関市立大学における人を対象とする研究に関する倫理規程

令和２年 12 月 18 日
規　程　第　７６　号
改正　令和３年３月 31 日規程第 44 号

（目的）

第１条　この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「本学」という。）において、人を対象とする研究を倫理的、科学的及び社会的観点から適切に遂行する上で求められる研究者等の行動と態度の基準を定めることにより、研究の円滑な推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「人を対象とする研究」とは、観察、調査及び実験を用いて、個人又は集団を直接の対象に実施するもので、その身体、心情、行動、環境等に関する情報・データ等（以下「情報等」という。）を収集して行う研究をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 法律の規定に基づき実施される調査

(2) 個人の尊厳及び人権の尊重並びに個人情報の保護の観点から問題がない研究

(3) 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な情報等を利用する研究

２　この規程において「研究責任者」とは、本学に所属する教員（非常勤教員を含む。以下この条において同じ。）であって、人を対象とする研究の計画及び実施について、その責任を負う者をいう。ただし、本学が受け入れた研究員、本学に所属する教員の指導の下で研究活動に従事する大学院学生又は学部学生その他の本学において研究活動を実施する者が研究分担者となる場合には、その課題について当該研究員等を指導する教員又は当該研究員の受入研究者をいう。

３　この規程において「研究分担者」とは、本学に所属する教員、本学が受け入れた研究員、本学に所属する教員の指導の下で研究活動に従事する大学院学生又は学部学生その他の本学において研究活動を実施する者であって、人を対象とする研究を計画及び分担する者（自ら研究を実施する研究責任者を含む。）をいう。ただし、研究の遂行上必要な場合に限り、学外の研究者等を研究分担者とすることができる。

４　この規程において「研究対象者」とは、人を対象とする研究において、個人又は集団等の情報等を提供する者をいう。

５　この規程において「代諾者」とは、研究対象者が情報等の提供に同意する能力を欠くと判断される場合に、研究対象者に代わってその意思及び利益を代弁することができると認められる者をいう。

（研究の基本）

第３条　研究責任者及び研究分担者（以下この条において「研究責任者等」という。）は、人権及び個人の尊厳を尊重し、倫理的、科学的及び社会的に妥当な方法及び手段で、研究しなければならない。

２　研究責任者等は、研究対象者の情報等を収集する場合は、安全かつ安心な方法で行い、研究対象者における身体的及び精神的な負担を最小限にするように努めなければならない。

３　研究責任者等は、必要に応じて、研究関連分野の専門家の助言・指導の下に研究を行うものとする。

４　研究責任者等は、研究を実施する際には、氏名を明示し、責任の所在を明らかにしなければならない。

５　研究責任者等は、研究の実施に当たっては、この規程に定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

６　研究責任者等は、研究の結果を公表するときは、研究対象者を特定することができないようにしなければならない。ただし、研究対象者又は代諾者の同意があり、第１０条の委員会が認めた場合はこの限りでない。

７　研究責任者等は、人を対象とする研究を適正に実施するため、研究倫理教育を受けなければならない。

８　研究責任者は、研究分担者が前各項の規定を遵守するよう、常に研究の計画及び実施状況を把握し、研究分担者を監督するとともに、研究に係る公への説明責任を適切に果たさなければならない。

（研究対象者への説明責任）

第４条　研究分担者は、研究対象者の情報等を収集するときは、研究対象者又は代諾者に対し、研究計画内容（研究の背景、研究目的、研究方法等をいう。第４項において同じ。）について分かりやすく説明しなければならない。

２　前項の場合において、研究分担者は、研究対象者の身体的又は精神的な負担を伴うことが予見されるときには、当該負担の内容、程度等を分かりやすく説明しなければならない。

３　第１項の場合において、研究分担者は、研究対象者及び代諾者が随時不利益を受けることなく同意を撤回し研究協力を中止する権利があることを説明しなければならない。なお、撤回に応じた措置を講じることが困難となる場合がある場合は、その旨及びその理由を説明しなければならない。

４　研究分担者は、事前に研究計画内容の説明を一部行うことができない正当な理由がある場合は、研究対象者又は代諾者の了解を得るように努めなければならない。

５　研究責任者は、研究分担者が前各項の規定を遵守するよう、研究分担者を監督するとともに、研究分担者を通じて研究対象者への説明責任を適切に果たさなければならない。

（研究対象者の同意）

第５条　研究分担者は、情報等を収集するときは、原則として、あらかじめ研究対象者又は代諾者の同意を、別に定める研究同意書により得なければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合で第１０条の委員会が認めるときは、情報収集後に同意を得ることとする。

（第三者への収集の委託）

第６条　研究分担者は、第三者に委託して情報等を収集する場合は、受託者がこの規程において研究分担者の果たすべき措置を適切に講ずるよう、必要な契約を締結しなければならない。

２　研究分担者は、必要がある場合は、情報等の収集を第三者に委託する旨を研究対象者又は代諾者に説明しなければならない。

（外部からの情報等の入手）

第７条　研究分担者は、本学以外に所属する者から情報等を入手する場合は、関係法令等に違反して作成されたものでないことを確認しなければならない。

（情報等の管理）

第８条　研究で扱う情報等に個人情報が含まれる場合には、公立大学法人下関市立大学が管理する保有個人情報に係る下関市個人情報保護条例の施行に関する規程（平成１９年規程第２１号）に従って情報等を管理するものとする。

２　情報等の利用は、研究対象者又は代諾者の同意を得た目的以外のために利用してはならない。

３　研究分担者が、情報等を本学以外に所属する者に提供する場合は、研究対象者又は代諾者の同意を得なければならない。

４　研究分担者は、研究対象者から個人情報の開示を求められたときは、原則として、当該個人情報を開示しなければならない。

５　研究分担者は、研究同意書を含め当該研究で得た情報等を研究成果公表後５年間保存しなければならない。この場合において、当該研究分野の特性に応じ、保存期間を延長することができる。

６　研究分担者は、研究対象者又は代諾者が同意を撤回したときは、原則として情報等を廃棄しなければならない。

７　研究分担者が、情報等の加工、分析又は廃棄を第三者に委託する場合は、受託者がこの規程において研究分担者の果たすべき措置を適切に講ずるよう、必要な契約を締結しなければならない。

（学長の責務）

第９条　学長は、本学における人を対象とする研究の適正な実施に関する業務を総括する。

（人を対象とする研究倫理審査委員会の設置）

第１０条　本学に、人を対象とする研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の責務）

第１１条　委員会は、本学における人を対象とする研究の実施又は研究計画の変更等の適否等について、研究責任者から申請された内容を第１６条の審査の基本方針に基づき審査する。

（委員会の組織等）

第１２条　委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長が指名する本学の教員　若干名

(2) 法律の専門家及び倫理の専門家　各１名

２　委員は、自己の申請に係る審査に参加することができない。ただし、当該研究計画の科学的見解等について説明することはできるものとする。

３　委員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 全ての関係者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう充分に配慮し、尊重すること。

(2) 業務の遂行上必要があると認められる場合を除き、職務上で知り得た秘密を任期中及び任期の終了後において漏洩しないこと。

(3) 公平かつ公正な立場で任務を行うこと。

（任期）

第１３条　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長）

第１４条　委員会に委員長を置き、委員の中から学長が指名する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

４　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（特別委員）

第１５条　委員会が必要と認める場合には、申請があった研究分野に関する専門家を特別委員として委員会の審議に加えることができる。

２　特別委員は、審査対象ごとに必要に応じて学長が指名する。
３　特別委員の任期は、申請があった研究分野の審査終了日までとする。
（審査の基本方針）
第１６条　委員会は、第１条の目的に基づき、研究責任者から申請された内容を倫理的、科学的及び社会的な観点から審査する。この場合において、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
(1) 研究計画の対象となる個人の人権の擁護
(2) 研究によって生じる個人への不利益、危険性及び研究上の貢献度の予測
(3) 研究対象者に理解を求め同意を得る方法
（審査）
第１７条　研究責任者は、人を対象とする研究を実施しようとする場合は、別に定める倫理審査申請書等により、学長に申請しなければならない。
２　学長は、前項の申請があったときは、当該申請について委員会に審査を行わせるものとする。
（審査結果）
第１８条　委員会は、出席委員全員の合意により、次の各号のいずれかに該当する判定を行い、学長に報告するものとする。
(1) 承認
(2) 条件付承認
(3) 不承認
(4) 変更の勧告
(5) 中止の勧告
(6) 非該当
２　学長は、前項の報告を踏まえて、審査結果を研究責任者に通知するものとする。
３　審査結果通知後の手続きについて必要な事項は、別に定める。
（異議申し立て）
第１９条　研究責任者は、前条の審査結果に異議がある場合には、１回に限り、前条の規定による通知があった日から１４日以内に、学長に対し異議申し立てをすることができる。この場合において、異議申し立ての申請には異議の根拠（エビデンス）となる資料を添付しなければならない。
２　学長は、前項の規定による異議申し立ての申請があった場合は、速やかに委員会に再審査を行わせるものとする。
３　前項の再審査及び再審査結果の通知については、第１６条及び第１８条の規定を準用する。
（研究計画書の変更）

第２０条　研究責任者は、第１８条第１項第１号又は第２号の判定を受けた研究計画書に変更がある場合は、速やかに研究計画書を修正し、学長に提出しなければならない。

２　学長は、当該修正について再審査が必要と認める場合は、委員会に再審査を行わせるものとする。

３　前項の再審査及び再審査結果の通知については、第１６条及び第１８条の規定を準用する。

（庶務及び審査資料の保管）

第２１条　委員会の庶務及び審査資料の保管は、総務部総務課において処理し、閲覧は委員及び委員会の事務に従事する者に限定するものとする。

２　審査資料の管理は、公立大学法人下関市立大学文書取扱規程（平成１９年規程第１８号）の定めるところによる。

（その他）

第２２条　この規程に定めるもののほか、人を対象とする研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、令和２年１２月１８日から施行する。

附　則（令和３年３月31日規程第44号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

下関市立大学大学院入学者選抜に関する規程

平成 22 年 4 月 28 日

規　程　第　9　号

改正　平成 25 年 12 月 13 日規程第 18 号
平成 27 年 2 月 26 日規程第 19 号
令和 3 年 3 月 23 日規程第 33 号

（目的）

第１条　この規程は、下関市立大学大学院（以下「大学院」という。）において実施する入学者選抜の種類その他の入学者選抜に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（入学者選抜の種別）

第２条　大学院において実施する入学者選抜は、一般選抜試験のほか、各研究科が別に定める選抜の種類により実施する。

（募集人員）

第３条　前条に規定する各入学者選抜の募集人員は、別に定める。

２　前条に規定する入学者選抜は、種別により募集を行わない場合がある。

（募集要項）

第４条　第２条に規定する入学者選抜の募集要項は、次条から第７条までに規定する事項について決定した後に公表するものとする。

（受験資格及び出願要件）

第５条　第２条に規定する入学者選抜の受験資格及び出願要件については、各研究科長が別に定める

（試験の実施）

第６条　第２条に規定する入学者選抜は、年度に１回実施するものとする。ただし、第１次募集で欠員が出た場合に限り第２次募集の実施について研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定し、実施する。

２　第２条に規定する入学者選抜を受験しようとする者は、大学院が定める志願票及び出願書類に加え、受験資格を満たすことが判断できる書類を添付しなければならない。

３　第２条に規定する入学者選抜を受験しようとする者は、各入学者選抜に定められた出願受付期間内に公立大学法人下関市立大学授業料等徴収規程（平成１９年規程第５３号）に定める入学検定料を納めなければならない。

（選抜方法及び合否判定）

第７条　各入学者選抜の内容及び評価方法については、別に定める。

２　各入学者選抜の合否判定については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか入学者選抜に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（平成 25 年 12 月 13 日規程第 18 号）

この規程は、平成２６年４月１日から施行し、この規程による改正後の下関市立大学大学院入学選抜に関する規程の規定は、平成２７年度入試から適用する。

附　則（平成 27 年 2 月 26 日規程第 19 号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（令和 3 年 3 月 23 日規程第 33 号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

下関市立大学大学院の求める教員像

令和３年３月１８日
学　長　裁　定

下関市立大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の発展に寄与することを目的としている。本学大学院は、この目的を達成するために、広い視野に立って専攻分野に関する専門的学術を教育研究し学術文化の進展に寄与し、また、社会的な場でその高度な専門的知識を活用し得る指導的人材を養成する

本学大学院は、地域住民のみならず、日本国民並びに世界中の人々から支持される大学院教育を推進するために以下のような教員像を求める。

（高い倫理観）

１．大学人として高い倫理観を有し、常に学術文化の振興に邁進するとともに、大学の運営において自らの使命を自覚し、多様性を認め合い協働しながら意欲的にその発展に貢献する教員

（高度な教育力）

２．社会の発展と人類の幸福に貢献し得る高度専門職業人を育成するために高度な教育力を発揮し、常に教育方法の改善に努め、教育者としての資質向上を志向する教員

（高度で先端的な研究実績）

３．高度な教育力を獲得するために、先端的な研究に努めることによって優れた研究実績を積むとともに、常に未踏領域に向けた創造的な研究を希求する教員

（国内外に向けた高い発信能力）

４．教育成果、研究成果を国内外に向けて多言語で積極的に発信し、高等教育機関並びに専門研究機関としての存在意義を高めることができる教員

（外部環境変化への柔軟な対応力と貢献力）

５．社会経済情勢、技術進歩、グローバル化等、大学院教育を取り巻く外部環境の変化に柔軟に対応しながら、教育研究を実践するとともに、その成果を社会に還元すべく専心努力する教員

下関市立大学大学院における教員組織の編制に関する基本方針

令和３年３月１８日
学　長　裁　定

大学院教員組織の編制に関する基本方針

１．下関市立大学大学院は、目的とする人材を育成するために必要な規模の研究科、専攻、領域を組織し、適正な教員組織を編制する。

２．外部環境の変化や社会のニーズに合わせて、研究科、専攻、領域の規模、教員数を調整するとともに、教員組織を柔軟に編制する。

下関市立大学大学院における教員組織の編成に関する基本方針

令和３年３月１８日
学　長　裁　定

教員組織の編成に関する基本方針

１．下関市立大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、求める教員像に示す教員を積極的に登用する。

２．本学大学院は、本学の理念と目的を達成するために、学問領域、職位構成、実務経験等における適切なバランスを配慮しながら教員組織を編成する。

３．本学大学院は、年齢、性別、国籍等のダイバーシティの確保に配慮しながら教員組織を編成する。

公立大学法人下関市立大学職員就業規則（抜粋）

平成 19 年 4 月 1 日
規　則　第　3　号
改正　令和 7 年 5 月 14 日規則第 3 号

（目的）

第１条　この規則は、労働基準法（昭和２２年法律第４９号。以下「労基法」という。）第８９条の規定により、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の就業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（職員の種類及び定義）

第２条　法人の職員の種類は、次の各号に定めるところによる。

(1) 専任職員　法人に常時勤務する職員で、有期雇用職員、臨時職員、定年前再雇用短時間勤務職員及び再雇用職員以外のもの

(2) 有期雇用職員　法人に常時勤務する職員で、期間を定めて雇用するもの

(3) 臨時職員　業務上の臨時の必要により雇用される職員で、法人に常時勤務することを要しないもの

(3)の２　定年前再雇用短時間勤務職員　法人に常時勤務する職員で、第５９条の規定により雇用されるもの

(4) 再雇用職員　法人に常時勤務する職員で、第６０条の規定により雇用されるもの

２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 教員　法人職員のうち、主として教育及び研究に従事する専任職員をいう。

(2) 事務職員　法人職員のうち、主として事務に従事する専任職員をいう。

(3) 職員　前２号にそれぞれ定める教員及び事務職員をいう。

（適用範囲）

第３条　この規則は、専任職員に適用する。

２　有期雇用職員の就業に関する事項については、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則（平成１９年規則第４号）に、臨時職員の就業に関する事項については、公立大学法人下関市立大学臨時職員就業規則（平成１９年規則第５号）に、定年前再雇用短時間勤務職員の就業に関する事項については、公立大学法人下関市立大学定年前再雇用短時間勤務職員就業規則（令和５年規則第８号）に、再雇用職員の就業に関する事項については、公立大学法人下関市立大学再雇用職員就業規則（令和元年規則第７号）にそれぞれ定めるところによる。

（中略）

（定年）

第５１条　職員の定年は、次に掲げるとおりとする。ただし、教員が満６０歳を超えて退職する場合は、当該年齢を定年とみなす。

(1) 教員　満６５歳

(2) 事務職員　満６５歳

以下略

下関市立大学特命教員に関する規則

令和２年６月26日
規　則　第　９　号
改正　令和４年10月26日規則第７号

（趣旨）

第１条　この規則は、下関市立大学（以下「本学」という。）が教育、研究、地域貢献等を推進する上で特に必要と認める者で、給与、勤務等の労働条件について特例の扱いをすることを条件として採用する教員（以下「特命教員」という。）に関し必要な事項を定める。

（目的）

第２条　特命教員制度は、特命教員が教育、研究、地域貢献等に従事することにより、本学の教育、研究、地域貢献活動等の一層の充実及び活性化に資することを目的とする。

（職名）

第３条　特命教員の職名は、特命教授、特命准教授、特命講師、特命助教及び特命助手とする。

２　特命教員については、学長の定めるところにより、特別招聘、招聘等の名称、プロジェクトの名称等を職名に付することができる。

（資格）

第４条　特命教員となることのできる者は、下関市立大学教員採用選考規程（令和２年規程第４５号）第４条から第６条の３までの規定に準ずるものとする。

（就業規則の一部適用）

第５条　この規則に定めるもののほか、特命教員の就業に関し必要な事項は、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則（平成１９年規則第４号）の適用を受ける職員とみなし、同規則の規定（同規則第２条、第６条、第６条の２、第４７条から第６８条の３まで及び第９２条の規定を除く。）及びこれに基づく諸規程等を適用するものとする。

（選考及び採用方法）

第６条　学長は、特命教員を採用する必要があると認め、その採用候補者を決定した場合は、理事会に当該採用候補者の採用について承認を求める。

２　学長は、理事会に承認されたときは、理事長に当該採用を申し出る。

３　理事長は、前項の規定による学長からの申出がなされたときは、当該採用を行うものとする。

４　学長は、第１項の規定による採用の決定をする際に、教員人事評価委員会に資格及び業績の審査を付託することができる。

（選考基準）

第７条　特命教員の選考は、別に定める教員採用業績評価基準又は実務家教員採用業績評価基準に基づいて行うものとする。

（雇用期間）

第８条　特命教員の雇用期間は、学長の申出に基づき３年を超えない範囲で、個別に理事長が定める。

２　学長が特に必要と認めた場合は、前項の規定による雇用期間終了後、更に２年を限度として更新することができる。

３　前項の規定にかかわらず、満６５歳を超えて採用された特命教員の更新の限度について、学長が特に必要と認めた場合は、満７５歳を上限としてこれを更新することができる。

（期間の定めのない雇用となった特命教員の定年退職の日）

第９条　期間の定めのない雇用となった特命教員の定年は、満７５歳とし、定年に達した日以降最初の３月３１日をもって退職とする。

（給与）

第１０条　特命教員の給与は、基本年俸及び各種手当とし次の各号のとおりとする。

(1) 特命教員の基本年俸は、職務内容、経験、能力等を勘案し、予算の範囲内で、理事長がこれを決定する。

(2) 前項の規定による基本年俸は、原則として１年ごとに改定することができる。

(3) 基本年俸は、その１２分の１の額を給料として毎月支給する。

(4) 各種手当は、通勤手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給する。

２　特命教員の給与の支給等に関する事項については、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則の規定を適用する。

（退職手当）

第１１条　特命教員には、退職手当は支給しない。

（その他）

第１２条　この規則により難い場合は、その都度別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和２年６月２６日から施行する。

（新学部等の設置に伴う特例）

２　新たに学部又は研究科を設置することに伴い採用する特命教員の雇用期間については、第８条及び第９条の規定にかかわらず、当該新たに設置する学部又は研究科の完成年度の末日までとする。

附　則（令和４年10月26日規則第７号）

この規則は、令和４年１０月２６日から施行する。

資料20　（通知）学部間連携による
学際的研究の推進について

総 第 ２ ４ ７ 号
２０２５年6月5日

教員各位

下関市立大学
学長　　韓　昌完
（公印省略）

学部間連携による学際的研究の推進について

本学は、SCU Vision2040 において、学部間連携による学際的研究の強化を推進しており、このことは、法人の第４期中期計画（No.6-1）においても掲げています。

これらVisionや中期計画の達成、ひいては本学の研究力向上に資するため、本学の経済学部、データサイエンス学部、看護学部又は教養教職機構等の各部局に所属する先生方が部局を超えて連携し、新たな知見等に基づいた地域課題を解決するための学際的な研究を推進いたします。

つきましては、下記のとおりお知らせしますので、積極的な活用をお願いします。

記

１．予	算 総 額	2,000,000円
２．募	集 期 間	通年
３．応	募 件 数	３件（第４期中期計画の指標）以上 研究費配分額がなくなり次第募集停止
４．研究費執行期限		２０２５年度末
５．応	募 書 類	別紙「２０２５年度学際的研究申請書」
６．提	出 先	総務部　研究・地域連携課
７．備	考	研究成果の概要については、別途報告書の提出を求めます。 また、研究成果については、原則として外部学術誌や学内紀要へ投稿することとします。なお、学部を超えた連携等について、必要があればＵＲＡにご相談ください。

以上

【問合せ先】
総務部　研究・地域連携課
（内線：２０２、２２１）

下関市立大学学術論文掲載料助成制度について

１．本制度の目的

本制度は、世界大学ランキングに反映される学術誌への論文掲載に係る掲載料を助成することにより、下関市立大学の研究力の推進及びブランド力の向上を図り、もって世界に通用する名門大学とすることを目的とする。

2．助成対象学術誌

本制度において、助成の対象となる学術誌は、次に掲げるものとする。

(1) エルゼビア社が提供する Scopus の収録誌

(2) 前号に規定する学術誌以上のレベルであると学長が認める学術誌

3．助成対象者

(1) 本制度において助成の申請ができる者は、次に掲げる者で、所属を下関市立大学として論文を投稿し、助成対象学術誌への掲載が決定した者であること。

ア．公立大学法人下関市立大学職員就業規則第２条第２項第１号に規定する教員

イ．下関市立大学特命教員に関する規則第１条に規定する特命教員

ウ．下関市立大学客員教授等称号付与規程第１条に規定する客員教授等

エ．下関市立大学客員研究員規程第１条に規定する客員研究員

(2) 掲載論文が共著である場合は、前号の資格に加えて、掲載される論文の筆頭著者又は責任著者であり、掲載料を支払う責任を有する者であること。

4．対象経費等

(1) 掲載論文のオープンアクセス化のためにかかる諸経費は、助成の対象に含むことができる。

(2) 次に掲げる費用は、助成の対象外とする。

①論文投稿料。ただし、投稿料が掲載経費である場合は助成の対象とする。

②別刷作成に係る印刷代。ただし、印刷代が掲載料に含まれており費用の切り分けが出来ない場合は、最低部数を助成対象とする。

③英文等校閲費用

④その他研究の実施及び論文の執筆に要した費用

⑤本制度以外の研究費等により支払う経費

5．予算限度額と申請件数

論文掲載料の助成は、当該助成のための年度予算を超えて支出することができないものとする。

先着順。予算上限に達した時点で締切。１研究者当たりの上限はなし。

６．申請期間

毎年度３月１０日まで（随時受付）

※領収書の到着が３月１０日以降３１日までになる場合は、事前に相談すること。

７．申請書類

(1) 学術論文掲載料助成申請書（様式）
(2) 学会等が発行する論文掲載決定通知等（メール可）
(3) 掲載誌の投稿規程等掲載料等の金額が分かるもの
(4) 投稿論文の写し（著者、所属が明記されたもの）
(5) 領収書（宛名は研究者名可）
(6) Scopus の収録誌であることが確認できる資料
※Scopus の収録誌でない場合は、同等以上のレベルであることが確認できる資料を添付すること。

８．審査方法

申請があったときは、学長が助成の交付可否及び交付する場合の金額を決定する。
（申請内容に不備がなく、予算の範囲で収まる場合は、原則として満額を助成する。）
※申請結果及び助成交付額については、担当部署からメールで通知する。

９．助成決定後の執行の流れ

●全額助成される場合
法人から、助成金額を申請者へ振り込む。
●一部助成される場合
法人から、助成金額を申請者へ振り込む。
残額については、個人研究費から執行することを認めるので、速やかに申請すること。
●助成対象とならなかった場合
支払完了後申請をしたが、助成対象とならなかった場合は、個人研究費等別の研究費から執行することを認めるので、速やかに申請すること。

１０．助成金の返還

助成金の助成後に、当該掲載論文に関して研究不正が発覚した場合等、本助成の対象とならないことが判明したときは、助成金の返還を求めることがある。

下関市立大学国際学会等参加旅費助成制度要項

１．本制度の目的

本制度は、本学教員が、国外で開催される国際学会等において研究発表等を行う場合の出張旅費を助成することにより、下関市立大学の研究力の推進及びブランド力の向上を図り、もって世界に通用する名門大学とすることを目的とする。

２．対象となる学会等及び要件

（１）助成の対象となる国際学会は、国外で開催される次のいずれかに該当する学術会議とする。

ア　Elsevier 社 Scopus「Sources」に収載される査読学術誌（以下「ジャーナル」という。）を主たる刊行物として有する学会又はこれに準ずる学術団体が主催するもの。

イ　Web of Science Core Collection（SCIE/SSCI/AHCI/ESCI）のいずれかに収載されるジャーナルを主たる刊行物として有する学会又はこれに準ずる学術団体が主催するもの。

ウ　ア又はイに該当しない場合であっても、当該分野において国際的に公知な恒常的会議であり、査読体制、国際性、公開形態（ISSN/ISBN、DOI 付与等）が客観的に確認でき、学術的妥当性が学長により認められるもの。ただし、後援（Support/Sponsor）のみの関与は不可とする。

（２）助成対象となる活動は、次のア又はイに該当するものとする。

ア　国外で開催される国際学会等（国際会議・シンポジウム・ワークショップ等）において、本人が筆頭又は責任発表者として発表（口頭・ポスター等）を行うもの。

イ　組織委員会からの正式招待による基調・招待講演、パネル登壇、授賞式への出席、又はセッション・ワークショップの主催・座長等で、本学の対外的評価の向上に資すると学長が認めるもの。

ウ　【対象外】年次総会、理事会、運営委員会等のみへの参加、学術的成果発表や討議を伴わない参加、展示・営業活動、チュートリアル受講、オンラインのみの参加（日本国内からのリモート登壇を含む）。

（３）助成対象となる出張旅費は、個人研究費で申請されたものとする。

（４）助成対象となった場合は、必要に応じて、当該研究成果の学内共有又は広報に協力することとする。

３．対象者

本制度において助成の申請ができる者は、次に掲げる者とする。

（１）公立大学法人下関市立大学職員就業規則第２条第２項第１号に規定する教員

（２）下関市立大学特命教員に関する規則第１条に規定する特命教員

４．助成金額等

（１）本制度は、国際学会等への参加に要する出張旅費（研究発表又は公式招待等に要するもの。）に充当する。

（２）助成金額は、出張旅費のうち、以下の金額を差し引いた額とする。ただし、その額が２０万円を超える場合は、２０万円を上限とする。

ア　申請に係る学会に関する旅費以外の旅費

イ　学会等、他団体が負担する金額

（３）学長により助成が決定した場合は、当該助成のための年度予算の範囲内で、前号の金額を助成することとする。

5．予算限度額と申請件数

本助成は、当該助成の年度予算を超えて支出することができないものとする。

申請は、各年度につき１人１回までとする。

先着順。予算上限に達した時点で締切。

※予算残額によっては、助成額の上限である２０万円を超えない出張の場合であっても、その旅費全額を助成できない場合があります。

６．申請期間

毎年度４月１日から１２月１０日まで（随時受付）

７．申請書類

●出張１か月前まで

（１）「国際学会等参加旅費助成申請書」

（２）対象学会等の要件（２.（１））の確認資料

ア　Scopus：

（ⅰ）Scopus “Sources” 画面のスクリーンショット等（ジャーナル名が明記されたもの）

（ⅱ）参加する国際学会等が、当該ジャーナルを発刊・共同発刊・委託発刊（Published on behalf of など）することを示す資料

イ　Web of Science：

（ⅰ）Web of Science Core Collection 上の当該ジャーナル収載情報のスクリー

ンショット等（ジャーナル名が明記されたもの）

（ⅱ）参加する国際学会等が、当該ジャーナルを発刊・共同発刊・委託発刊（Published on behalf of など）することを示す資料

ウ　恒常的国際会議：次のいずれもが確認できる資料

（ⅰ）査読体制の記載（査読方式・採否基準等）

（ⅱ）国際性の記載（国際プログラム委員・海外所属の記載等）

（ⅲ）公開形態の記載（出版社／プラットフォーム、ISSN/ISBN、DOI 付与 等）

（３）プログラム等開催概要（主催団体名が確認できるもの）

（４）対象となる活動（２．（２））の確認資料

ア　発表受理書（Acceptance Letter/Email）及び発表抄録

イ　招待状又は顕彰通知

（５）「出張申請書」（大学様式 1-6）

●出張後

（６）「研究出張報告書」（大学様式 1-7）

（７）対象となる活動（２．（２））の実施確認資料

ア　発表スライド等発表内容を確認できる資料

イ　参加証明書等参加、実施したことが分かる資料

（８）精算に必要な領収書等（通常出張と同様）

８．その他

（１）本制度は、決裁日から施行する。

（２）本年度（令和７年度）に限り、令和７年４月１日から施行日までに、個人研究費により当該助成対象の出張を行った場合又は出張申請書を提出していた場合に、当該出張に係る旅費を対象として遡及申請を認める。遡及申請の申請締切は１１月２８日とし、遡及申請が認められた場合は、個人研究費から支出済のものについては、助成交付額を申請教員の個人研究費に追加配賦する。

下関市立大学研究機構規程

令和６年２月 28 日
規　程　第　６　号
改正　令和６年３月 27 日規程第 16 号

（趣旨）

第１条　この規程は、下関市立大学研究機構（以下「機構」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　機構は、世界的水準の研究を推進することを目指し、研究の活性化及び研究支援の充実・強化を図り、その成果を広く社会に還元することを目的とする。

（業務）

第３条　機構は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 地域、社会の課題に関する多様な学問分野の研究及び発信に関すること。

(2) 本学における研究の支援及び推進に関すること。

(3) その他機構の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（機構長）

第４条　機構に機構長を置く。

２　機構長は、機構を統括する。

３　機構長は、学長が指名する。

（室及び研究所の設置）

第５条　機構に次の組織を置く。

(1) ＵＲＡ室

(2) 先端地域科学研究所

（ＵＲＡ室の業務）

第６条　前条第１号に規定するＵＲＡ室は、次に掲げる業務を行う。

(1) 国内外の競争的資金に係る情報収集、分析及び申請支援に関すること。

(2) 国内外の研究機関等との連携の企画、提案及び調整に関すること。

(3) 研究プロジェクトの立案支援に向けた研究推進体制の検討及び提案に関すること。

(4) 研究プロジェクトに関わるイベント開催支援に関すること。

(5) 研究広報の企画、提案及び調整に関すること。

(6) 研究・産学連携に係るリスクマネジメント及び倫理コンプライアンス等の学内啓発に関すること。

(7) 知的財産の管理及び活用に関すること。

(8) その他ＵＲＡ室に関する必要な事項に関すること。

（ＵＲＡ室の組織）

第７条　ＵＲＡ室は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) ＵＲＡ室長

(2) その他学長が指名した教職員

(3) その他学長が指名した者

２　ＵＲＡ室長は、学長が指名する。

（研究所の業務）

第８条　第５条第２号に規定する先端地域科学研究所（以下「研究所」という。）は、次に掲げる業務を行う。

(1) 地域、社会の課題に関する多様な学問分野の研究を行うこと。

(2) 学術雑誌（ＪＩＳ－ＬＲ）の刊行に関すること。

(3) その他研究所に関する必要な事項に関すること。

（研究所の組織）

第９条　研究所は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 研究所長

(2) その他学長が指名した教員

(3) その他学長が指名した者

２　研究所長は、学長が指名する。

（庶務）

第１０条　機構に関する庶務は、総務部総務課において処理する。

（その他）

第１１条　この規程に定めるもののほか、機構の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

２　下関市立大学都市みらい創造戦略機構規程（令和２年規程第６６号）は、廃止する。

附　則（令和６年３月27日規程第16号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第１条及び第２条の規定は、令和６年３月２７日から施行する。

公立大学法人下関市立大学職員倫理規程

平成19年4月1日
規　程　第　２６号
改正　令和3年4月1日規程第51号

（目的）

第１条　この規程は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民等の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって職務に対する市民等の信頼を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「職員」とは、法人に勤務する全ての職員をいう。

２　この規程において「学長等」とは、学長及び事務局長をいう。

３　この規程において「管理職員」とは、公立大学法人下関市立大学職員の給与に関する規程（平成１９年規程第３４号）第１２条第１項又は第１３条第１項に規定する職にある者をいう。

４　この規程において「事業者等」とは、公立大学法人下関市立大学以外の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

５　この規程において「市民等」とは、下関市民、下関市立大学の学生及びその保護者並びに事業者等をいう。

６　この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

第３条　職員は、常に適正な事務の処理に努めるとともに、事務を効率的に行うことにより最大の効果を挙げるようにしなければならない。

２　職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

３　職員は、法律又は法人規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民等の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

（職員倫理に係る事項の制定）

第４条　理事長は、前条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を別に定めるものとする。この場合において、理事長は、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他市民等の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し、

職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

２　理事長は、前項の制定に際しては、第６条の規定により設置される公立大学法人下関市立大学職員倫理審査会の意見を聴かなければならない。

（贈与等の報告）

第５条　管理職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と当該管理職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として理事長が別に定める報酬の支払いを受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払いを受けた時において管理職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が１件につき５，０００円を超える場合に限る。）は、１月から３月まで、４月から６月まで、７月から９月まで及び１０月から１２月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「贈与等報告書」という。）を当該四半期の翌四半期の初日から１４日以内に、学長等に提出しなければならない。

(1) 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

(2) 当該贈与等により利益を受け、又は当該報酬の支払いを受けた年月日及びその基因となった事実

(3) 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所

(4) 前３号に掲げるもののほか、理事長が指示する事項

２　前項の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した学長等において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（公立大学法人下関市立大学職員倫理審査会）

第６条　職員の職務に係る倫理の保持に資するため、公立大学法人下関市立大学職員倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

２　審査会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 第４条第１項の規定に基づき理事長が定める事項に関して、理事長に意見を述べること。

(2) この規程の遵守のための体制の整備に関し、学長等に対し意見を述べること。

(3) 学長等に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため監督上必要な措置を講ずるよう意見を述べること。

(4) 前３号に掲げるもののほか、この規程の施行に関し必要な意見を述べること。

３　審査会は、委員３人以内で組織する。

４　委員は、学識経験を有する者のうちから理事長が委嘱する。

５　委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、

再任を妨げない。

6　委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7　第２項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

（職員の倫理を監督する職員）

第７条　職員の職務に係る倫理の保持を図るため、学長等のもとに職員の倫理を監督する職員を置く。

２　前項の職員の倫理を監督する職員は、職員に対しこの職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うとともに、職員の職務に係る倫理の保持のため、必要に応じて体制の整備を行う。

（学長等の責務等）

第８条　学長等は、職員の職務に係る行為が市民等の疑惑や不信を招くことがないよう、常に注意を喚起するとともに、職員に対する研修に努めなければならない。

２　学長等は、この規程に違反することを理由として行った懲戒処分について、職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、その概要を公表することができる。

（職員の倫理の保持に関する状況等の公表）

第９条　理事長は、適宜、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について公表しなければならない。

（委任）

第１０条　この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日規程第51号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

公立大学法人下関市立大学における公的研究費の不正防止に関する規程

平成 19 年 12 月 17 日
規　程　第　１１２　号

改正　平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号
平成 27 年 3 月 26 日規程第 43 号
平成 28 年 5 月 2 日規程第 21 号
令和 3 年 4 月 1 日規程第 48 号
令和 4 年 11 月 4 日規程第 25 号

（目的）

第１条　この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「本学」という。）における職員等の公的研究費の不正使用を防止し、その管理及び監査について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において「公的研究費」とは、次のとおりとする。

(1) 文部科学省から配分される競争的資金及び研究資金（文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金及び研究資金を含む。）

(2) 競争的資金に関する関係府省連絡会の申し合わせに係る競争的研究資金

（最高管理責任者）

第３条　最高管理責任者は、理事長とする。

２　最高管理責任者は、公的研究費の運営管理について本学を統括し、最終責任を負うものとする。

３　最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知する。

（統括管理責任者）

第４条　統括管理責任者は、学長とする。

２　統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営管理について本学を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。

３　統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を最高管理責任者に報告する。

（コンプライアンス推進責任者）

第５条　コンプライアンス推進責任者は、副学長（研究担当）及び事務局長とする。

２　コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の業務を行う。

(1) 不正防止対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告すること。

(2) 不正防止を図るために、公的研究費の運営管理に関わるすべての職員（役員を含む。以下「職員」という。）に対し研修会出席の指導と受講状況の管理監督を行い、出席状況を統括管理責任者に報告すること。

(3) 公的研究費の管理と執行状況の把握を行い、必要に応じて改善を指導すること。
(4) 不正防止に関する通報、告発等（以下「通報等」という。）を受け付け、当該通報等を第１４条に定める研究費不正問題協議会に報告すること。
(5) その他不正防止のために必要となること。

３　コンプライアンス推進責任者は、前項の業務を補佐する者として、コンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

（職務権限の明確化）

第６条　最高管理責任者は、公的研究費の事務処理手続に関する権限と責任を明確にし、それに応じた体制を構築しなければならない。

２　公的研究費については、公立大学法人下関市立大学事務決裁規程（平成１９年規程第１７号）に基づき適正に執行しなければならない。

（ルールの明確化等）

第７条　公的研究費に係る事務手続については、適正な運営が図られるよう常に検証を行い、ルールの明確化及び統一化を図るとともに、職員に対して周知徹底を図らなければならない。

（相談窓口）

第８条　事務処理手続及び公的研究費の使用に関するルール等の相談窓口を総務部に設置し、効果的な研究遂行を適切に支援する仕組みを設ける。

（職員の意識向上）

第９条　最高管理責任者は、職員に対し、不正防止に関する研修会を毎年度行い、職員の意識向上に努めなければならない。

２　職員は、公立大学法人下関市立大学職員倫理規程（平成１９年規程第２６号）に基づき、職務に係る倫理の保持に努めるものとする。

３　職員は、関係規程を遵守する旨の誓約書（様式第１号又は様式第２号）を提出しなければならない。

４　最高管理責任者は、１件の予定価格が１３０万円以上の契約を締結する場合、あらかじめ契約の相手方から誓約書（様式第３号）を徴取しなければならない。

（不正防止計画の策定）

第１０条　最高管理責任者は、公的研究費の不正使用を未然に防止するため、不正を発生させる要因を把握し、その要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しなければならない。

２　最高管理責任者は、前項で策定した不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

（不正防止計画の実施）

第１１条　不正防止計画を推進する部署は、総務部とする。

（公的研究費の適正な運営・管理活動）

第１２条　職員は、第１０条の規定により策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行わなければならない。

２　最高管理責任者は、職員が不正取引を行わないよう、癒着を防止する対策を講じなければならない。

３　最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営管理を行うため、発注・検収業務について事務手続を明確化しなければならない。

４　不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分については、公立大学法人下関市立大学契約事務取扱規程（平成１９年規程第４５号）に基づくものとする。

（モニタリング及び監査）

第１３条　公的研究費の適正な管理のため、内部監査人（公立大学法人下関市立大学内部監査規程（平成３０年規程第４号）第４条に規定する内部監査人をいう。以下同じ。）による財務等に係る監査を実施する。

２　内部監査人は、防止計画推進部署及び監事との連携を強化しなければならない。

（研究費不正問題協議会の設置）

第１４条　最高管理責任者は､公的研究費の不正に関する事案を審議する組織として、研究費不正問題協議会を設置する。

（公表）

第１５条　最高管理責任者は、公的研究費の不正への取組に関する本学の方針を、ホームページで公表する。

（その他）

第１６条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、平成１９年１２月１７日から施行する。

附　則（平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成 27 年 3 月 26 日規程第 43 号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成 28 年 5 月 2 日規程第 21 号）

この規程は、平成２８年５月２日から施行する。

附　則（令和 3 年 4 月 1 日規程第 48 号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和 4 年 11 月 4 日規程第 25 号）

この規程は、令和４年１１月４日から施行する。

様式第１号（第９条関係）

（教員用）

（宛先）公立大学法人下関市立大学理事長

公的研究費の使用にあたっての誓約書

公的研究費により研究を遂行するにあたり、「公立大学法人下関市立大学職員倫理規程」に定められた職務の倫理を保持するとともに関係法令及び本学の規程を遵守し、不正行為を行いません。

また、規則等に違反し不正行為が認められた場合には、本学の懲戒処分のほか、法的な責任を負います。

年　　月　　日

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（自署の場合は押印不要）

様式第２号（第９条関係）

（役員・事務職員用）

（宛先）公立大学法人下関市立大学理事長

公的研究費の管理にあたっての誓約書

公的研究費を管理するにあたり、「公立大学法人下関市立大学職員倫理規程」に定められた職務の倫理を保持するとともに関係法令及び本学の規程を遵守し、不正行為を行いません。

また、規則等に違反し不正行為が認められた場合には、本学の懲戒処分のほか、法的な責任を負います。

年　　月　　日

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（自署の場合は押印不要）

様式第３号（第９条関係）

（宛先）公立大学法人下関市立大学理事長

誓約書

当社（当法人）は、公立大学法人下関市立大学（以下「下関市立大学」という。）との取引に当たり、下記の事項を遵守いたします。

記

１．公立大学法人下関市立大学会計規程及び公立大学法人下関市立大学契約事務取扱規程を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
２．下関市立大学内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
３．不正が認められた場合は、公立大学法人下関市立大学契約事務取扱規程に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
４．下関市立大学構成員（教職員、その他関連する者）から不正な行為の依頼等があった場合には、下関市立大学の不正使用に関する通報・相談窓口（総務部）に連絡すること。

年　　月　　日

（住　　所）

（社　　名）

（代表者役職・氏名）　　㊞

（自署の場合は押印不要）